

平成19年3月30日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

一般用医薬品の区分リストについて

「薬事法第36条の3第1項第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」（平成19年厚生労働省告示第69号。以下「指定告示」という。）が公布されたことに伴い、別紙のとおり、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品に該当する有効成分等のリストを作成いたしましたので、下記の点に御留意の上、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品に該当する有効成分等の範囲をそれぞれ別紙1、別紙2及び別紙3として整理したこと。また、当該有効成分等の別名等についても、併せて別紙に記載したこと。
2. 指定告示について、より販売実態に即したものとするため、第三類医薬品も含めて有効成分の追加・削除等について意見を申し出る期間を以下のとおり定めることとしたこと。

なお、申出の際には、①添付文書、②当該成分の構造式、薬効等がわかる資料などを提出願いたい。

(1) 申出期間：平成19年4月1日から平成19年9月30日

(2) 申出先：

[電子メールの場合]

電子メールアドレス：riskkubun@mhlw.go.jp

メールはテキスト形式とし、添付ファイル無しでお送り下さい。



[郵送の場合]

送付先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

宛先：厚生労働省医薬食品局安全対策課リスク分類担当あて
封筒等の表に「指定告示申出」と明記してください。

[ファクシミリの場合]

FAX番号：03-3508-4364

宛先：厚生労働省医薬食品局安全対策課リスク分類担当あて

(3) 問い合わせ先

厚生労働省医薬食品局安全対策課リスク分類担当

TEL番号：03-5253-1111（内線2753）

第一類医薬品

- (1) 薬事法第14条の4第1項第2号に規定する厚生労働大臣が指示する医薬品であって、同号に規定する厚生労働大臣が指示する期間に1年を加えた期間を経過していないもの
- (2) 薬事法第14条第8項第1号に該当するものとして承認され、同法第79条第1項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し製造販売後の安全性に関する調査を実施する義務が課せられている医薬品（その製造販売の承認のあった日後調査期間を経過しているものを除く。）と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品であって、調査義務が課せられている医薬品のうち、調査期間に1年を加えた期間を経過していないもの
- (3) 専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの（毒薬又は劇薬に限る。）
- (4) 下表の「告示名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

	告示名	別名等
1	アゼラスチン	塩酸アゼラスチン
2	アデノシン三リン酸	アデノシン三リン酸二ナトリウム
3	アミノフィリン	
4	ケトチフェン	フマル酸ケトチフェン
5	ケトプロフェン。ただし、貼付剤に限る。	
6	ジエチルスチルベストロール	
7	シメチジン	
8	ストリキニーネ	硝酸ストリキニーネ
9	チキジウム	臭化チキジウム
10	テオフィリン	
11	テストステロン	
12	テストステロンプロピオン酸エステル	プロピオン酸テストステロン
13	テルビナフィン	塩酸テルビナフィン
14	トリアムシノロンアセトニド	
15	ニザチジン	
16	ファモチジン	
17	プラノプロフェン	
18	ミノキシジル	

19	メチルテストステロン	
20	ヨヒンビン	塩酸ヨヒンビン
21	ラニチジン	塩酸ラニチジン
22	ラノコナゾール	
23	ロキサチジン酢酸エステル	塩酸ロキサチジンアセテート

注)「告示名」欄中の有効成分は、その塩類及びそれらの水和物を含めた形で表記したものであること。また、特に記載がない限り、それらの光学異性体、立体異性体及び構造異性体を含む表記であること。

第二類医薬品

- (1) 専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの（毒薬又は劇薬を除く。）
- (2) 専ら滅菌又は消毒に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの
- (3) 体外診断用医薬品
- (4) 下記に掲げる漢方処方に基づく医薬品及びこれを有効成分として含有する製剤

- 1 安中散
- 2 胃風湯
- 3 胃苓湯
- 4 茵陳蒿湯
- 5 茵陳五苓散
- 6 温経湯
- 7 温清飲
- 8 温胆湯
- 9 延年半夏湯
- 10 黄耆建中湯
- 11 黄芩湯
- 12 応鐘散（別名芎黄散）
- 13 黄連阿膠湯
- 14 黄連解毒湯
- 15 黄連湯
- 16 乙字湯
- 17 化食養脾湯
- 18 藿香正気散
- 19 葛根黄連黄芩湯
- 20 葛根紅花湯
- 21 葛根湯
- 22 葛根湯加川芎辛夷
- 23 加味温胆湯
- 24 加味帰脾湯
- 25 加味解毒湯
- 26 加味逍遙散

- 27 加味逍遙散合四物湯
- 28 加味平胃散
- 29 乾姜人參半夏丸
- 30 甘草瀉心湯
- 31 甘草湯
- 32 甘麥大棗湯
- 33 歸耆建中湯
- 34 桔梗湯
- 35 歸脾湯
- 36 芎歸膠艾湯
- 37 芎歸調血飲
- 38 芎歸調血飲第一加減
- 39 響聲破笛丸
- 40 杏蘇散
- 41 苦參湯
- 42 驅風解毒散 (別名驅風解毒湯)
- 43 荊芥連翹湯
- 44 鷄肝丸
- 45 桂枝加黃耆湯
- 46 桂枝加葛根湯
- 47 桂枝加厚朴杏仁湯 (別名桂枝加厚朴杏子湯)
- 48 桂枝加芍藥生姜人參湯
- 49 桂枝加芍藥大黃湯
- 50 桂枝加芍藥湯
- 51 桂枝加朮附湯
- 52 桂枝加竜骨牡蛎湯
- 53 桂枝加苓朮附湯
- 54 桂枝湯
- 55 桂枝人參湯
- 56 桂枝茯苓丸
- 57 桂枝茯苓丸料加薏苡仁
- 58 啓脾湯
- 59 荊防敗毒散
- 60 桂麻各半湯
- 61 鷄鳴散加茯苓
- 62 堅中湯
- 63 甲字湯
- 64 香砂平胃散
- 65 香砂養胃湯

- 66 香砂六君子湯
- 67 香蘇散
- 68 厚朴生姜半夏人參甘草湯
- 69 五虎湯
- 70 牛膝散
- 71 五積散
- 72 牛車腎氣丸
- 73 吳茱萸湯
- 74 五物解毒散
- 75 五淋散
- 76 五苓散
- 77 柴陷湯
- 78 柴胡加竜骨牡蛎湯
- 79 柴胡桂枝乾姜湯
- 80 柴胡桂枝湯
- 81 柴胡清肝湯
- 82 柴芍六君子湯
- 83 柴苓湯
- 84 左突膏
- 85 三黃瀉心湯 (別名三黃散)
- 86 酸棗仁湯
- 87 三物黃芩湯
- 88 滋陰降火湯
- 89 滋陰至寶湯
- 90 紫雲膏
- 91 四逆散
- 92 四君子湯
- 93 滋血潤腸湯
- 94 七物降下湯
- 95 實脾飲 (別名實脾湯)
- 96 柿蒂湯
- 97 四物湯
- 98 炙甘草湯
- 99 芍藥甘草湯
- 100 鷓鴣菜湯 (別名三味鷓鴣菜湯)
- 101 蛇床子湯
- 102 十全大補湯
- 103 十味敗毒湯
- 104 潤腸湯

- 105 蒸眼一方
- 106 生姜瀉心湯
- 107 小建中湯
- 108 小柴胡湯
- 109 小柴胡湯加桔梗石膏
- 110 小柴胡湯合半夏厚朴湯（別名柴朴湯）
- 111 小承氣湯
- 112 小青龍湯
- 113 小青龍湯加石膏
- 114 小青龍湯合麻杏甘石湯
- 115 椒梅湯
- 116 小半夏加茯苓湯
- 117 消風散
- 118 升麻葛根湯
- 119 逍遙散
- 120 四苓湯
- 121 辛夷清肺湯
- 122 秦艽羌活湯
- 123 秦艽防風湯
- 124 參蘇飲
- 125 神秘湯
- 126 參苓白朮散
- 127 清肌安蛔湯
- 128 清濕化痰湯
- 129 清上蠲痛湯（別名驅風觸痛湯）
- 130 清上防風湯
- 131 清暑益氣湯
- 132 清心蓮子飲
- 133 清肺湯
- 134 折衝飲
- 135 川芎茶調散
- 136 千金雞鳴散
- 137 錢氏白朮散
- 138 疎經活血湯
- 139 蘇子降氣湯
- 140 大黃甘草湯
- 141 大黃牡丹皮湯
- 142 大建中湯
- 143 大柴胡湯

- 144 大半夏湯
- 145 竹茹溫胆湯
- 146 治打撲一方
- 147 治頭瘡一方
- 148 中黃膏
- 149 調胃承氣湯
- 150 丁香柿蒂湯
- 151 釣藤散
- 152 豬苓湯
- 153 豬苓湯合四物湯
- 154 通導散
- 155 桃核承氣湯
- 156 當歸飲子
- 157 當歸建中湯
- 158 當歸散
- 159 當歸四逆加吳茱萸生姜湯
- 160 當歸四逆湯
- 161 當歸芍藥散
- 162 當歸湯
- 163 當歸貝母苦參丸料
- 164 獨活葛根湯
- 165 獨活湯
- 166 二朮湯
- 167 二陳湯
- 168 女神散（別名安榮湯）
- 169 人參湯（別名理中丸）
- 170 人參養榮湯
- 171 排膿散
- 172 排膿湯
- 173 麥門冬湯
- 174 八味地黃丸（別名八味丸）
- 175 八味逍遙散
- 176 半夏厚朴湯
- 177 半夏瀉心湯
- 178 半夏白朮天麻湯
- 179 白虎加桂枝湯
- 180 白虎加人參湯
- 181 白虎湯
- 182 不換金正氣散

- 183 伏龍肝湯
- 184 茯苓飲
- 185 茯苓飲加半夏
- 186 茯苓飲合半夏厚朴湯
- 187 茯苓瀉湯
- 188 分消湯
- 189 平胃散
- 190 防己黃耆湯
- 191 防己茯苓湯
- 192 防風通聖散
- 193 補氣建中湯 (別名補氣健中湯)
- 194 補中益氣湯
- 195 補肺湯
- 196 麻黃湯
- 197 麻杏甘石湯
- 198 麻杏薏甘湯
- 199 麻子仁丸
- 200 楊柏散
- 201 薏苡仁湯
- 202 抑肝散
- 203 抑肝散加陳皮半夏
- 204 六君子湯
- 205 立効散
- 206 竜胆瀉肝湯
- 207 苓姜朮甘湯
- 208 苓桂甘棗湯
- 209 苓桂朮甘湯
- 210 六味丸 (別名六味地黃丸)

(5) 下表の「告示名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

	告示名	別名等
1	アクリノール。ただし、外用剤を除く。	
2	アスピリン	アスピリンアルミニウム
3	アセトアミノフェン	
4	アドレナリン (別名エピネフリン)	塩酸エピネフリン
5	アミノ安息香酸エチル。ただし、外用剤 (坐剤を除く。) を除く。	
6	アモロルフィン	塩酸アモロルフィン
7	アリメマジン。ただし、外用剤を除く。	酒石酸アリメマジン
8	アリルイソプロピルアセチル尿素	
9	アルジオキサ。ただし、外用剤を除く。	アラントインジヒドロキシアルミニウム
10	アロクラミド	塩酸アロクラミド
11	安息香酸。ただし、外用剤 (吸入剤を除く。) を除く。	安息香酸ナトリウム
12	イソチペンジル。ただし、外用剤を除く。	塩酸イソチペンジル
13	イソプロパミド	ヨウ化イソプロパミド
14	イソプロピルアンチピリン	
15	イブプロフェン	
16	イブプロフェンピコノール	
17	イプロヘプチン	塩酸イプロヘプチン
18	インドメタシン	
19	ウフェナマート	
20	エキサラミド	
21	エコナゾール	硝酸エコナゾール
22	エストラジオール	
23	エストラジオール安息香酸エステル	安息香酸エストラジオール
24	エタノール。ただし、内用剤及び外用剤 (化膿性疾病用薬を除く。) を除く。	
25	エチニルエストラジオール	
26	エチルシステイン	塩酸 L-エチルシステイン
27	エテンザミド	
28	エフェドリン	塩酸エフェドリン
29	エルゴカルシフェロール又はコレカルシフェロール。ただし、外用剤を除く。	ビタミン D、ビタミン D2、ビタミン D3
30	オキシキノリン	
31	オキシコナゾール	硝酸オキシコナゾール
32	オキシフェンサイクリミン	塩酸オキシフェンサイクリミン

33	オキシポリエトキシドデカン	
34	オキセサゼイン	
35	カイニン酸	
36	カサントラノール	
37	可溶性含糖酸化鉄	
38	カルビノキサミン	ジフェニルジスルホン酸カルビノキサミン、ジフェニルスルホン酸カルビノキサミン、マレイン酸カルビノキサミン
39	カルボシステイン	L-カルボシステイン
40	還元鉄	
41	グアヤコール	炭酸グアヤコール
42	グアヤコールスルホン酸	グアヤコールスルホン酸カリウム
43	クエン酸鉄	クエン酸第二鉄アンモニウム
44	グリセオフルビン	
45	グリセリン。ただし、内用剤及び外用剤（浣腸剤を除く。）を除く。	濃グリセリン
46	グリセリンモノグアヤコールエーテル	
47	クレオソート	
48	クレゾール	
49	クレゾールスルホン酸	クレゾールスルホン酸カリウム
50	クレマスチン	フマル酸クレマスチン
51	クロトリマゾール	
52	クロペラスチン	フェンジゾ酸クロペラスチン、塩酸クロペラスチン
53	クロモグリク酸	クロモグリク酸ナトリウム
54	クロラムフェニコール	
55	クロルゾキサゾン	
56	クロルフェニラミン。ただし、外用剤（坐剤及び点鼻剤を除く。）を除く。	d1-マレイン酸クロルフェニラミン
57	クロルヘキシジン	グルコン酸クロルヘキシジン、塩酸クロルヘキシジン
58	ケイ酸アルミニウム。ただし、外用剤を除く。	合成ケイ酸アルミニウム、天然ケイ酸アルミニウム
59	ケイ酸アルミン酸マグネシウム	
60	ケトプロフェン。ただし、貼付剤を除く。	
61	コデイン	リン酸コデイン
62	コリスチン	硫酸コリスチン

63	コルチゾン酢酸エステル	酢酸コルチゾン
64	サザピリン	
65	サナルミン	
66	サリチルアミド	
67	サリチル・ミョウバン散	
68	サリチル酸	サリチル酸ナトリウム
69	サリチル酸フェニル。ただし、外用剤を除く。	
70	酸化鉛	一酸化鉛、四三酸化鉛
71	サントニン	
72	次亜塩素酸ナトリウム	
73	ジエチルジチオカルバミン酸	ジエチルジチオカルバミン酸亜鉛
74	ジオクチルソジウムスルホサクシネート	
75	歯科用フェノールカンフル	
76	シクロピロクスオラミン	
77	ジクロロイソシアヌル酸	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム
78	ジサイクロミン	塩酸ジサイクロミン
79	次サリチル酸ビスマス	
80	次硝酸ビスマス。ただし、外用剤を除く。	
81	次炭酸ビスマス	
82	シッカニン	
83	ジヒドロキシアルミニウム	ジヒドロキシアルミニウム・アミノ酢酸塩
84	ジヒドロコデイン	リン酸ジヒドロコデイン
85	ジフェテロール	リン酸ジフェテロール
86	ジフェニドール	塩酸ジフェニドール
87	ジフェニルペリジノメチルジオキソラン	ヨウ化ジフェニルペリジノメチルジオキソラン
88	ジフェニルピラリン。ただし、外用剤（坐剤を除く。）を除く。	テオクル酸ジフェニルピラリン、塩酸ジフェニルピラリン
89	ジフェンヒドラミン。ただし、外用剤（坐剤及び点鼻剤を除く。）を除く。	サリチル酸ジフェンヒドラミン、タンニン酸ジフェンヒドラミン、フマル酸ジフェンヒドラミン、塩酸ジフェンヒドラミン
90	ジブカイン	塩酸ジブカイン
91	ジブナート	ジブナートナトリウム
92	ジプロフィリン	
93	次没食子酸ビスマス。ただし、外用剤を除く。	

94	ジメンヒドリナート	
95	シュウ酸セリウム	
96	水酸化アルミナマグネシウム	
97	水酸化アルミニウム	乾燥水酸化アルミニウムゲル
98	水酸化アルミニウム・炭酸カルシウム・炭酸マグネシウム共沈生成物	
99	水酸化アルミニウム・炭酸水素ナトリウム共沈生成物	
100	水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム	水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム混合乾燥ゲル
101	水酸化カリウム	
102	水酸化マグネシウム・硫酸アルミニウムカリウム共沈生成物	
103	スクラルファート	
104	スコポラミン	臭化水素酸スコポラミン
105	ストマクシン	
106	スルコナゾール	硝酸スルコナゾール
107	スルファジアジン	
108	スルファミン	
109	スルファメトキサゾール	スルファメトキサゾールナトリウム
110	スルフィソキサゾール	
111	スルフィソミジン	
112	セキサノール	白色濃厚セキサノール
113	セトリミド	
114	センノシド	センノシドA・B、センノシドカルシウム
115	ソファルコン	
116	炭酸鉛	
117	タンニン酸アルブミン	
118	チオコナゾール	
119	チペピジン	クエン酸チペピジン、ヒベンズ酸チペピジン

120	チメピジウム	臭化チメピジウム
121	ディート	
122	テオブロミン	サリチル酸ナトリウムテオブロミン
123	デキサメタゾン	
124	デキサメタゾン酢酸エステル	酢酸デキサメタゾン
125	デキストロメトルファン	デキストロメトルファン・フェノールフタリン塩、デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物
126	テシット	
127	テシット・デシチン	
128	テトラヒドロゾリン	塩酸テトラヒドロゾリン、硝酸テトラヒドロゾリン
129	テプレノン	
130	デメチルクロルテトラサイクリン	塩酸デメチルクロルテトラサイクリン
131	トリクロルイソシアヌール酸	トリクロルイソシアヌール酸
132	トリコマイシン	
133	トリプロリジン	塩酸トリプロリジン
134	トリペレナミン	塩酸トリペレナミン
135	トリメチルセチルアンモニウムペンタクロロフェネート	
136	トリメトキノール	塩酸トリメトキノール
137	トリメブチン	マレイン酸トリメブチン
138	トルシクラート	
139	トルナフタート	
140	トンジルアミン	塩酸トンジルアミン
141	ナイスタチン	
142	ナファゾリン	塩酸ナファゾリン、硝酸ナファゾリン
143	ニコチン	
144	ニトロフェノール	ニトロフェノールナトリウム
145	乳酸鉄	
146	ネチコナゾール	塩酸ネチコナゾール
147	バシトラシン	
148	パパベリン	塩酸パパベリン
149	ハロプロジン	

150	ピコスルファート	ピコスルファートナトリウム
151	ビスコジル	
152	ビタミンA油。ただし、外用剤を除く。	
153	ヒドロキシナフトエ酸アルミニウム	3-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸アルミニウム
154	ヒドロコルチゾン	
155	ヒドロコルチゾン酢酸エステル	酢酸ヒドロコルチゾン
156	ヒドロコルチゾン酪酸エステル	
157	ヒドロタルサイト	合成ヒドロタルサイト
158	ビフォナゾール	
159	ピペラジン	アジピン酸ピペラジン、クエン酸ピペラジン、ピペラジンヘキサヒドレート、リンゴ酸ピペラジン、リン酸ピペラジン
160	ピペリジルアセチルアミノ安息香酸エチル	
161	ピルビニウム	パモ酸ピルビニウム
162	ピレンゼピン	塩酸ピレンゼピン
163	ピロールニトリン	
164	ピロキシカム	
165	ピロクトンオラミン	
166	ピロリン酸鉄	
167	フィトナジオン	
168	フィロキノン	ビタミンK1
169	フェニラミン	マレイン酸フェニラミン
170	フェニレフリン	塩酸フェニレフリン
171	フェネタジン	タンニン酸フェネタジン、塩酸フェネタジン
172	フェノール	
173	フェノール・亜鉛華リニメント	
174	フェノトリン	
175	フェルビナク	
176	プソイドエフェドリン	塩酸プソイドエフェドリン、硫酸プソイドエフェドリン
177	ブチルスコポラミン	臭化ブチルスコポラミン
178	ブテナフィン	塩酸ブテナフィン
179	ブフェキサマク	

180	フマル酸鉄	
181	フラジオマイシン	硫酸フラジオマイシン
182	フルオシノロンアセトニド	
183	プレドニゾロン	
184	プレドニゾロン酢酸エステル	酢酸プレドニゾロン、酢酸プレドニゾロン及びこの吉草酸エステル
185	プレドニゾロン吉草酸エステル	吉草酸プレドニゾロン、酢酸プレドニゾロン及びこの吉草酸エステル
186	プロカイン	塩酸プロカイン
187	プロキシフィリン	
188	ブロムヘキシシ	塩酸ブロムヘキシシ
189	ブロムワレリル尿素	
190	プロメタジン	テオクル酸プロメタジン、プロメタジンメチルジサリチル酸塩、プロメタジンメチレンジサリチル酸塩、メチレンジサリチル酸プロメタジン、塩酸プロメタジン
191	ヘキサミン	マンデル酸ヘキサミン
192	ベタネコール	塩化ベタネコール
193	ベタメタゾン吉草酸エステル	吉草酸ベタメタゾン
194	ヘパリン類似物質	
195	ベラドリン	
196	ベラドンナ総アルカロイド	
197	ペリフェルミン	ジアセチルアミノアゾトルエン
198	ベルベリン。ただし、外用剤を除く。	タンニン酸ベルベリン、塩化ベルベリン
199	ペントキシベリン	クエン酸ペントキシベリン
200	ペントキシペタン	クエン酸ペントキシペタン
201	ホモスルファミン	
202	ポリエチレンスルホン酸	ポリエチレンスルホン酸ナトリウム
203	マーキュロクロム	
204	ミコナゾール	ミコナゾール硝酸塩
205	メキタジン	
206	メクリジン	塩酸メクリジン
207	メタケイ酸アルミン酸ナトリウム	
208	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム	
209	メチキセン	塩酸メチキセン

210	メチルアトロピン	臭化メチルアトロピン
211	メチルアニソトロピン	臭化メチルアニソトロピン
212	メチルエフェドリン	d1-メチルエフェドリン、d1-メチルエフェドリンサッカリン塩、d1-塩酸メチルエフェドリン
213	メチルオクタトロピン	臭化メチルオクタトロピン
214	メチルシステイン	塩酸メチルシステイン
215	メチルスコポラミン	臭化メチルスコポラミン
216	メチルヒヨスチアミン	臭化メチル-1-ヒヨスチアミン
217	メチルベナクチジウム	臭化メチルベナクチジウム
218	メトカルバモール	
219	メトキシフェナミン	塩酸メトキシフェナミン
220	メトジラジン	塩酸メトジラジン
221	メピバカイン	
222	メブヒドロリン	ナパジシル酸メブヒドロリン
223	メプリルカイン	塩酸メプリルカイン
224	モノニトログアヤコール	モノニトログアヤコールナトリウム
225	ラウオルフィアセルペンチナ総アルカロイド	
226	ラクチルフェネチジン	
227	リドカイン	塩酸リドカイン
228	リトスペール	
229	硫酸コバルト	
230	硫酸鉄	乾燥硫酸鉄
231	硫酸銅	
232	硫酸マンガン	
233	レゾルシン	
234	レチノール。ただし、外用剤を除く。	ビタミンA
235	レチノール酢酸エステル。ただし、外用剤を除く。	酢酸レチノール
236	レチノールパルミチン酸エステル。ただし、外用剤を除く。	パルミチン酸レチノール
237	ロートエキス。ただし、外用剤を除く。	
238	ロート根総アルカロイド	
239	ロペラミド	塩酸ロペラミド

○生薬及び動植物成分

	告示名	別名等
1	赤カシュウ。ただし、外用剤を除く。	
2	亜麻仁。ただし、外用剤を除く。	
3	アルニカ。ただし、外用剤を除く。	
4	アンズオール。ただし、外用剤を除く。	
5	アンソッコウ。ただし、外用剤を除く。	
6	イチイ。ただし、外用剤を除く。	
7	イヌザンショウ。ただし、外用剤を除く。	
8	イヌザンショウ果実。ただし、外用剤を除く。	
9	イレイセン	
10	インチン。ただし、外用剤を除く。	
11	インチンコウ。ただし、外用剤を除く。	
12	インヨウカク。ただし、外用剤を除く。	イカリソウ
13	ウヤク。ただし、外用剤を除く。	
14	ウワウルシ。ただし、外用剤を除く。	
15	エイジツ。ただし、外用剤を除く。	
16	エゾノレンリソウ	
17	エンゴサク。ただし、外用剤を除く。	
18	エンメイソウ。ただし、外用剤を除く。	
19	オウゴン。ただし、外用剤を除く。	
20	オウバク。ただし、外用剤を除く。	
21	オウレン。ただし、外用剤を除く。	
22	カイクジン。ただし、外用剤を除く。	
23	ガイシ。ただし、外用剤を除く。	
24	カイバ。ただし、外用剤を除く。	
25	ガイヨウ。ただし、外用剤を除く。	
26	加工ブシ	
27	カゴソウ。ただし、外用剤を除く。	
28	カシ。ただし、外用剤を除く。	
29	カシュウ。ただし、外用剤を除く。	

30	カスカラサグラダ。ただし、外用剤を除く。	
31	カッコウ。ただし、外用剤を除く。	
32	カッコン。ただし、外用剤を除く。	
33	カッセキ。ただし、外用剤を除く。	
34	カラコウボク。ただし、外用剤を除く。	
35	カロコン。ただし、外用剤を除く。	
36	カワヤナギ。ただし、外用剤を除く。	
37	カンショウコウ	
38	カンボウイ。ただし、外用剤を除く。	
39	キササゲ。ただし、外用剤を除く。	
40	キバン。ただし、外用剤を除く。	
41	キョウオウ。ただし、外用剤を除く。	
42	キョウカツ。ただし、外用剤を除く。	
43	キョウニン。ただし、外用剤を除く。	
44	キンギンカ。ただし、外用剤を除く。	ニンドウ
45	クコヨウ。ただし、外用剤を除く。	
46	クジン。ただし、外用剤を除く。	
47	クニン	
48	クバク	
49	クレンピ。ただし、外用剤を除く。	
50	ケイガイ	
51	ケイガイホ	
52	ケンゴシ。ただし、外用剤を除く。	
53	ケンゴシ脂。ただし、外用剤を除く。	
54	ゲンジン。ただし、外用剤を除く。	
55	コウエン	
56	ゴウカイ。ただし、外用剤を除く。	
57	鞆丸抽出物。ただし、外用剤を除く。	
58	コウクジン。ただし、外用剤を除く。	
59	コウブシ。ただし、外用剤を除く。	

60	コウボク。ただし、外用剤を除く。	
61	ゴオウ。ただし、外用剤を除く。	
62	コクロジン。ただし、外用剤を除く。	
63	コケモモヨウ。ただし、外用剤を除く。	
64	ゴシツ。ただし、外用剤を除く。	
65	ゴシュユ。ただし、外用剤を除く。	
66	コジョウコン	
67	コズイシ。ただし、外用剤を除く。	
68	コトウイ。ただし、外用剤を除く。	
69	コトウニン。ただし、外用剤を除く。	
70	ゴバイシ。ただし、外用剤を除く。	
71	ゴボウシ。ただし、外用剤を除く。	
72	ゴレイシ。ただし、外用剤を除く。	
73	コロンボ。ただし、外用剤を除く。	
74	コンズランゴ。ただし、外用剤を除く。	
75	サイコ。ただし、外用剤を除く。	
76	サイシン。ただし、外用剤を除く。	
77	サヨウ。ただし、外用剤を除く。	
78	サンキライ。ただし、外用剤を除く。	
79	サンシシ。ただし、外用剤を除く。	
80	サンショウコン。ただし、外用剤を除く。	
81	サンソウニン。ただし、外用剤を除く。	
82	サンリョウ。ただし、外用剤を除く。	
83	ジオウ。ただし、外用剤を除く。	
84	シオン。ただし、外用剤を除く。	
85	シクンシ。ただし、外用剤を除く。	
86	ジコッピ。ただし、外用剤を除く。	
87	ジセキ。ただし、外用剤を除く。	
88	シツリシ。ただし、外用剤を除く。	
89	シベット。ただし、外用剤を除く。	シベトール

90	シャクナゲヨウ	
91	ジャコウ。ただし、外用剤を除く。	
92	ジャショウシ。ただし、外用剤を除く。	
93	シャジン（沙参）。ただし、外用剤を除く。	
94	シャゼンソウ。ただし、外用剤を除く。	
95	絨毛組織加水分解物。ただし、外用剤を除く。	
96	シュロジツ。ただし、外用剤を除く。	
97	シュロヨウ。ただし、外用剤を除く。	
98	ショウブコン。ただし、外用剤を除く。	カラムス根
99	ショウマ。ただし、外用剤を除く。	
100	静脈血管叢エキス	
101	ショウレンギョウ。ただし、外用剤を除く。	
102	ジリュウ。ただし、外用剤を除く。	
103	シンイ。ただし、外用剤を除く。	
104	シンキク。ただし、外用剤を除く。	シンギク
105	ジンギョウ。ただし、外用剤を除く。	
106	ジンコウ。ただし、外用剤を除く。	
107	シンモッコウ。ただし、外用剤を除く。	
108	スイサイヨウ。ただし、外用剤を除く。	
109	ズシ	
110	セイヨウトチノキ種子。ただし、外用剤を除く。	
111	セイヨウヤドリギ。ただし、外用剤を除く。	
112	ゼオライト。ただし、外用剤を除く。	
113	セキイ。ただし、外用剤を除く。	ヒトツバ
114	セキサン。ただし、外用剤を除く。	
115	セキショウコン。ただし、外用剤を除く。	
116	セッコウ。ただし、外用剤を除く。	
117	セッコク。ただし、外用剤を除く。	
118	セッコツボク。ただし、外用剤を除く。	ニワトコ
119	セッコツヨウ。ただし、外用剤を除く。	

120	センキュウ。ただし、外用剤を除く。	
121	ゼンコ。ただし、外用剤を除く。	
122	センコツ。ただし、外用剤を除く。	
123	センソ。ただし、外用剤を除く。	
124	センソウ (茜草)	
125	センタウリウム草。ただし、外用剤を除く。	
126	センナ	
127	センナジツ	
128	センナヨウ	
129	センブクカ	
130	センレンシ。ただし、外用剤を除く。	
131	ソウジ	
132	ソウジュツ。ただし、外用剤を除く。	
133	ソウヒョウショウ。ただし、外用剤を除く。	
134	ゾクダン。ただし、外用剤を除く。	
135	ソボク。ただし、外用剤を除く。	
136	ダイウイキョウ。ただし、外用剤を除く。	
137	ダイオウ。ただし、外用剤を除く。	
138	タイカ。ただし、外用剤を除く。	センタイカ
139	タイシャセキ。ただし、外用剤を除く。	
140	胎盤	
141	胎盤加水分解物	
142	ダイフウシ	
143	ダイフクヒ。ただし、外用剤を除く。	
144	タクシャ。ただし、外用剤を除く。	
145	ダツラ。ただし、外用剤を除く。	
146	タラ根皮。ただし、外用剤を除く。	
147	タラ根。ただし、外用剤を除く。	
148	タンジン。ただし、外用剤を除く。	
149	チクジョ。ただし、外用剤を除く。	

150	チュ。ただし、外用剤を除く。	
151	チョウトウコウ。ただし、外用剤を除く。	カギカズラ、チョウトウ
152	チョレイ。ただし、外用剤を除く。	
153	ツユクサ。ただし、外用剤を除く。	
154	テイレキシ	
155	テンナンショウ。ただし、外用剤を除く。	
156	テンマ。ただし、外用剤を除く。	
157	テンモンドウ。ただし、外用剤を除く。	
158	トウジン。ただし、外用剤を除く。	
159	トウシンソウ。ただし、外用剤を除く。	
160	冬虫夏草。ただし、外用剤を除く。	
161	ドクカツ。ただし、外用剤を除く。	
162	トコン	
163	トシシ。ただし、外用剤を除く。	
164	トショウジツ。ただし、外用剤を除く。	
165	ドモッコウ。ただし、外用剤を除く。	
166	ナンテン	
167	ナンバンゲ。ただし、外用剤を除く。	
168	バイモ	
169	ハクシニン。ただし、外用剤を除く。	ハクシジン
170	ハクセンピ	
171	ハゲキテン。ただし、外用剤を除く。	ハゲキ
172	ハゴシ。ただし、外用剤を除く。	ホコツシ
173	バショウコン。ただし、外用剤を除く。	
174	ハッカイ。ただし、外用剤を除く。	
175	ハッカイヒ	
176	バツカツ	
177	ハンゲ	
178	ハンペンレン	
179	ヒカイ。ただし、外用剤を除く。	

180	ヒハツ。ただし、外用剤を除く。	
181	ヒマシ油。ただし、外用剤を除く。	
182	ビヤクキョウザン。ただし、外用剤を除く。	
183	ビヤクゴウ	
184	ビヤクシ。ただし、外用剤を除く。	
185	ビヤクジュツ。ただし、外用剤を除く。	オケラ
186	ビヤクダン。ただし、外用剤を除く。	
187	ビヤクレン。ただし、外用剤を除く。	
188	ビワヨウ	
189	ビンロウジ。ただし、外用剤を除く。	
190	フクボンシ。ただし、外用剤を除く。	
191	ブクリョウ。ただし、外用剤を除く。	
192	ブシ	
193	フジコブ	
194	フジバカマ	
195	フラングラ皮。ただし、外用剤を除く。	
196	プランタゴ・オバタ種子。ただし、外用剤を除く。	
197	プランタゴ・オバタ種皮。ただし、外用剤を除く。	
198	ベアベリー。ただし、外用剤を除く。	
199	ベラドンナ。ただし、外用剤を除く。	
200	ボウイ。ただし、外用剤を除く。	
201	ボウコン。ただし、外用剤を除く。	
202	ボウフウ。ただし、外用剤を除く。	
203	ハウブシ。ただし、外用剤を除く。	
204	ホオウ。ただし、外用剤を除く。	
205	ボタンピ。ただし、外用剤を除く。	
206	ポチョウコウ	
207	ポテンティラ。ただし、外用剤を除く。	
208	ホホバ。ただし、外用剤を除く。	
209	ホミカ。ただし、外用剤を除く。	

210	マオウ。ただし、外用剤を除く。	
211	マクリ。ただし、外用剤を除く。	
212	マシニン。ただし、外用剤を除く。	
213	マツフジ	
214	マンケイシ。ただし、外用剤を除く。	
215	ムラサキオモト。ただし、外用剤を除く。	
216	メリロート。ただし、外用剤を除く。	
217	モクツウ	
218	モッカ。ただし、外用剤を除く。	
219	モッコウ。ただし、外用剤を除く。	
220	モツヤク	ミルラ
221	ヤクモソウ。ただし、外用剤を除く。	
222	ハッ目ウナギ。ただし、外用剤を除く。	
223	ヤラッパ。ただし、外用剤を除く。	
224	ヤラッパ脂。ただし、外用剤を除く。	
225	ユキワリソウ	
226	ヨウキセキ。ただし、外用剤を除く。	
227	ヨウバイヒ	
228	ラクトサン。ただし、外用剤を除く。	
229	ラタニア	
230	リュウタン。ただし、外用剤を除く。	
231	リョウキョウ。ただし、外用剤を除く。	
232	レンギョウ。ただし、外用剤を除く。	
233	レンセンソウ。ただし、外用剤を除く。	
234	ロクキン。ただし、外用剤を除く。	
235	ロクジン。ただし、外用剤を除く。	
236	ロクベン。ただし、外用剤を除く。	
237	ロジン (驢腎)。ただし、外用剤を除く。	
238	ワコウボク。ただし、外用剤を除く。	
239	ワレリアナ。ただし、外用剤を除く。	

注1) 「告示名」欄中の有効成分は、その塩類及びそれらの水和物を含めた形で表記したものであること。また、特に記載がない限り、それらの光学異性体、立体異性体及び構造異性体を含む表記であること。

注2) 生薬及び動植物成分については、現行既知の範囲において、リスクが明らかに異なるものについては、末、エキス等の別を表記することとし、それ以外のも

のについては、末、散、エキス、流エキス、抽出物、乾燥エキス及び乾燥水製エキス等を含む表記であること。

第三類医薬品

下表の「告示名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤。

	告示名	別名等
1	亜鉛華デンプン	
2	亜鉛華軟膏	
3	アクリノール。ただし、外用剤に限る。	
4	アクリフラビン	
5	アシドフィルス菌	
6	アスコルビン酸	L-アスコルビン酸ナトリウム、アスコルビン酸カルシウム、アスコルビン酸ナトリウム、ビタミンC、ビタミンCカルシウム
7	アスパラギン酸	L-アスパラギン酸カリウム、L-アスパラギン酸カルシウム、L-アスパラギン酸ナトリウム、L-アスパラギン酸マグネシウム
8	アスペルギルス・オリゼーNK菌	
9	アスペルギルス産生脂肪消化酵素	
10	アズレン	
11	アズレンスルホン酸	アズレンスルホン酸ナトリウム
12	アミノ安息香酸エチル。ただし、外用剤（坐剤を除く。）に限る。	
13	アミノエチルスルホン酸	タウリン
14	アミノカプロン酸	イプシロン-アミノカプロン酸
15	アミラーゼ	
16	アミロリシン	
17	アラニン	d1-アラニン
18	アラントイン	グリオキシルジウレイド
19	アリメマジン。ただし、外用剤に限る。	酒石酸アリメマジン
20	アルギニン	塩酸L-アルギニン
21	アルキルジアミノエチルグリシン	塩酸アルキルジアミノエチルグリシン
22	アルキルポリアミノエチルグリシン	塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン
23	アルクロキサ	アラントインクロルヒドロキシアルミニウム

24	アルゲコロイド	
25	アルジオキサ。ただし、外用剤に限る。	
26	アロイン	
27	安息香酸。ただし、外用剤（吸入剤を除く。）に限る。	
28	安息香酸ナトリウムカフェイン	
29	アンモニア	
30	アンモニア・ウイキョウ精	
31	イオウ	
32	イクタモール	
33	イツチペンジル。ただし、外用剤に限る。	塩酸イツチペンジル
34	イソプロパノール	
35	イソロイシン	L-イソロイシン
36	イノシトール	イノシット
37	イノシトールヘキサニコチン酸エステル	イノシトールヘキサニコチネート
38	ウルソデスオキシコール酸	ウルソデオキシコール酸
39	ウンデシレン酸	ウンデシレン酸亜鉛
40	エタノール。ただし、内用剤及び外用剤（化膿性疾病用薬を除く。）に限る。	無水エタノール
41	エルゴカルシフェロール又はコレカルシフェロール。ただし、外用剤に限る。	ビタミンD、ビタミンD2、ビタミンD3
42	塩化亜鉛	
43	塩化アンモニウム	
44	塩化カリウム	
45	塩化カルシウム	
46	塩化ナトリウム	
47	オイゲノール	
48	オキシコーラン酸	
49	オキソアミジン	
50	オキソレジン	
51	オクトチアミン	
52	オバノール	
53	2-オメガ-[5'-ブロモピリジル-(2')-アミノ]-ピニル-6-メチルピリジンヨードイソアミラート	
54	2-オメガ-[5'-ブロモピリジル-(2')-アミノ]-ピニル-6-メチルピリジンヨードエチラート	
55	オリザノール	ガンマーオリザノール
56	オリパーゼ	

57	オロチン酸	オロット酸
58	過酸化水素	オキシドール
59	ガストリックムチン	
60	カフェイン	クエン酸カフェイン
61	カプサイシン	
62	ガラクトース	
63	カラミン	
64	カリ石ケン	
65	カルニチン	d1-塩化カルニチン、l-カルニチン
66	カルバゾクロム	
67	カルプロニウム	塩化カルプロニウム
68	カルメロース	カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルメロースナトリウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム
69	乾燥酵母	
70	カンフル	d1-カンフル
71	グアイアズレン	
72	グアイアズレンスルホン酸	グアイアズレンスルホン酸ナトリウム
73	グアイフェネシン	
74	クエン酸	クエン酸カルシウム、クエン酸ナトリウム
75	クエン酸二水素コリン	
76	グリシン	アミノ酢酸
77	グリセリン。ただし、内用剤及び外用剤(浣腸剤を除く。)に限る。	濃グリセリン
78	グリセリンカリ液	
79	グリセロリン酸	グリセロリン酸カルシウム、ソジウムグリセロホスフェート
80	グリチルリチン	
81	グリチルリチン酸	グリチルリチン酸アンモニウム、グリチルリチン酸及びその塩類並びに甘草抽出物
82	グリチルレチン酸	β -グリチルレチン酸
83	クリプトシアンin O. A. コンプレックス	
84	グルクロノラクトン	
85	グルクロン酸	グルクロン酸ナトリウム
86	グルクロン酸アミド	
87	グルコン酸	グルコン酸カルシウム、グルコン

		酸ナトリウム
88	グルタミン	L-グルタミン
89	グルタミン酸	L-グルタミン酸ナトリウム、グルタミン酸塩酸塩
90	クロセチン	
91	クロタミトン	
92	クロルヒドロキシアルミニウム	
93	クロルフェニラミン。ただし、外用剤（坐剤及び点鼻剤を除く。）に限る。	d1-マレイン酸クロルフェニラミン、d-マレイン酸クロルフェニラミン
94	クロロフィリン	
95	クロロブタノール	
96	ケイ酸アルミニウム。ただし、外用剤に限る。	
97	ケイ酸マグネシウム	
98	ゲファルナート	
99	コール酸	
100	コリン	酒石酸水素コリン
101	コリンオロチン酸エステル	オロチン酸コリン、オロチン酸コリン
102	コロジオン	
103	コンクビオゼニン	
104	コンチーム	
105	コンドロイチン硫酸エステル	コンドロイチン硫酸、コンドロイチン硫酸ナトリウム
106	酢酸	
107	酢酸アルミニウム	
108	サクロフィル	
109	サリチル酸エチレングリコール	
110	サリチル酸グリコール	
111	サリチル酸フェニル。ただし、外用剤に限る。	
112	サリチル酸メチル	
113	サリチル酸モノグリコールエステル	
114	酸化亜鉛	
115	酸化マグネシウム	重質酸化マグネシウム
116	サンクロン	
117	サンプローゼ	
118	ジアスターゼ	
119	ジアスメン	

120	シアノコバラミン又はヒドロキシコバラミン	ビタミンB12、塩酸ヒドロキシコバラミン
121	シーサップ	
122	ジクロロ酢酸ジイソプロピルアミン	
123	シコチアミン	
124	次硝酸ビスマス。ただし、外用剤に限る。	
125	シスチン	L-シスチン
126	システイン	L-システイン、L-塩酸システイン
127	ジセチアミン	塩酸ジセチアミン
128	ジフェニルイミダゾール	
129	ジフェニルピラリン。ただし、外用剤（坐剤を除く。）に限る。	塩酸ジフェニルピラリン
130	ジフェンヒドラミン。ただし、外用剤（坐剤及び点鼻剤を除く。）に限る。	サリチル酸ジフェンヒドラミン、ラウリル硫酸ジフェンヒドラミン、塩酸ジフェンヒドラミン
131	ジベンゾイルチアミン	
132	次没食子酸ビスマス。ただし、外用剤に限る。	
133	ジメチコン	
134	ジメチルアミノエチルサリチル酸	ベータ-ジメチルアミノエチルサリチル酸塩
135	ジメチルイソプロピルアズレン	
136	ジメチルポリシロキサン	
137	ジメモルファン	リン酸ジメモルファン
138	酒石酸水素カリウム	
139	硝酸カリウム	
140	水酸化カルシウム	
141	水酸化マグネシウム	
142	膵臓性消化酵素	
143	ステアリン酸	ステアリン酸マグネシウム
144	セアプローゼ	
145	セチルピリジニウム	塩化セチルピリジニウム、塩酸セチルピリジニウム
146	石ケンカンフル	
147	セトラキサート	塩酸セトラキサート
148	セファランチン	

149	セミアルカリプロテイナーゼ	
150	ゼラチン	
151	セラペプターゼ	
152	セルラーゼ	
153	セルロシン	
154	セルロース	
155	ソイステロール	
156	ソルビトール	
157	大豆油不けん化物	
158	唾液腺ホルモン	
159	タカジアスターゼ	
160	タルク	
161	炭酸カルシウム	コロイド性炭酸カルシウム、沈降炭酸カルシウム
162	炭酸水素ナトリウム	
163	炭酸ナトリウム	
164	炭酸マグネシウム	重質炭酸マグネシウム
165	タンニン酸	
166	チアミン	チアミン硝化物、ビタミンB1
167	チアミンジスルフィド	
168	チアミンジセチル硫酸エステル	
169	チアントール	
170	チオクト酸	
171	チオクト酸アミド	
172	チモール	
173	チンク油	
174	デカリニウム	塩化デカリニウム、酢酸デカリニウム
175	デヒドロコール酸	
176	デヒドロ酢酸	
177	デンプン	
178	糖化菌	
179	銅クロロフィリン	銅クロロフィリンカリウム、銅クロロフィリンナトリウム

180	トコフェロール	dl- α -トコフェロール、d- α -トコフェロール、ビタミンE
181	トコフェロールコハク酸エステル	コハク酸 dl- α -トコフェロール、コハク酸 dl- α -トコフェロールカルシウム、コハク酸 d- α -トコフェロール、コハク酸トコフェロールカルシウム、ビタミンEコハク酸エステルカルシウム
182	トコフェロール酢酸エステル	dl- α -酢酸トコフェロール、ビタミンE酢酸エステル、酢酸 dl- α -トコフェロール、酢酸 d- α -トコフェロール
183	トラネキサム酸	
184	トリクロカルバン	
185	トリクロカルバニライド	
186	トリプトファン	L-トリプトファン
187	トリブロムフェニルカプロン酸エステル	2,4,6-トリブロムフェニルカプロン酸エステル
188	トレオニン	L-トレオニン
189	トレチノイントコフェリル	
190	ナガーゼ	
191	納豆菌	
192	ニコチン酸	
193	ニコチン酸アミド	
194	ニコチン酸ベンジルエステル	ニコチン酸ベンジル
195	乳酸	
196	乳酸亜鉛	
197	乳酸カルシウム	
198	乳酸菌	有孢子性乳酸菌
199	ニューラーゼ	
200	尿素	
201	二硫化セレン	
202	ネオスチグミン	メチル硫酸ネオスチグミン
203	ノスカピン	塩酸ノスカピン
204	ノニル酸ワニルアミド	
205	白糖	
206	白金	
207	パラジウム	
208	パラブチルアミノ安息香酸ジエチルアミノエチル	テーカイン
209	バリン	L-バリン

210	パンクレアチン	
211	パンテチン	
212	パンテノール	D-パントテニールアルコール
213	パントテニールエチルエーテル	
214	パントテン酸	パントテン酸カルシウム、パントテン酸ナトリウム
215	パンプロシン	
216	ヒアルロン酸	ヒアルロン酸ナトリウム
217	ビオタミラーゼ	
218	ビオチアスターゼ	
219	ビオチアスミン	
220	ビオチン	
221	ビオナットミン	
222	ビオラクチス	
223	ビスイブチアミン	
224	ビスチアミン	硝酸ビスチアミン
225	ヒスチジン	L-塩酸ヒスチジン
226	ビスベンチアミン	
227	ビタミンA油。ただし、外用剤に限る。	
228	ビチオノール	
229	ピチロール	
230	ヒドロキシエチルセルロース	
231	ヒドロキシプロピルセルロース	
232	ヒドロキシプロピルメチルセルロース	
233	ヒドロキシコバラミン	
234	ヒノキチオール	
235	ビフィズス菌	
236	ピリドキサルリン酸エステル	リン酸ピリドキサル
237	ピリドキシン、ピリドキサル又はピリドキサミン	ビタミンB6、塩酸ピリドキシン
238	ピリドキシンパルミチン酸エステル	ジパルミチン酸ピリドキシン、ピリドキシンパルミテート
239	ピルメチルフェノール	

240	ピロキシリン	
241	ヒロダーゼ	
242	フィチン	
243	フェーカリス菌	
244	フェニルアラニン	L-フェニルアラニン
245	フェニルヨードウンデシノエート	フェニル-11-ヨード-10-ウンデシノエート
246	フタル酸ジエチル	
247	フッ化ナトリウム	
248	ブドウ酒	
249	ブドウ糖	
250	フラビンアデニンジヌクレオチド	フラビンアデニンジヌクレオチドナトリウム
251	フルスルチアミン	塩酸フルスルチアミン
252	プロザイム	
253	プロスルチアミン	
254	プロタミラーゼ	
255	プロテアーゼ	
256	プロメライン	
257	ペクチン	
258	ヘスピタン	
259	ヘスペリジン	
260	ベタイン	塩酸ベタイン
261	ヘプロニカート	
262	ベルベリン。ただし、外用剤に限る。	安息香酸ベルベリン、塩化ベルベリン、硫酸ベルベリン
263	ベンザルコニウム	ベンザルコニウム塩化物、塩化ベンザルコニウム
264	ベンジルアルコール	
265	ベンゼトニウム	塩化ベンゼトニウム
266	ペンゾイルチアミンジスルフィド	
267	ベンフォチアミン	
268	ホウ酸	
269	ホスホリルコリン	塩化ホスホリルコリンカルシウム

270	ポビドンヨード	
271	ポリエンホスファチジルコリン	
272	ポリパーゼ	
273	ポリビニルアルコール	
274	ポリビニルピロリドン	
275	ポリブテン	
276	ボルネオール	d-ボルネオール
277	マミターゼ	
278	水	
279	メコバラミン	
280	メタノール変性アルコール	
281	メチオニン	d1-メチオニン、L-メチオニン
282	メチルイソプロピルフェノール	イソプロピルメチルフェノール、ピオゾール、ホノゾール
283	メチルセルロース	
284	メチルヘスペリジン	
285	メチルメチオニンスルホニウム	メチルメチオニンスルホニウムクロライド
286	メチルロザニリン	塩化メチルロザニリン
287	メチレンチモールタンニン	
288	メチレンブルー	
289	メントール	d1-メントール、l-メントール
290	メンフェゴール	
291	モクタール	
292	モノフルオロリン酸ナトリウム	
293	モルシン	
294	有機加硫体	
295	ユビデカレノン	
296	ヨウ化カリウム	
297	葉酸	
298	ヨウ素	
299	ヨークレシチン	

300	ヨードチンキ	
301	ラウリルアミノエチルグリシン	レボン15
302	ラウロマクロゴール	
303	酪酸菌	宮入菌
304	ラクトミン	
305	ラクボン	
306	ラックビー	
307	リコチミン	
308	リコレックス	
309	リジン	塩酸L-リジン、塩酸リジン
310	リゾチーム	塩化リゾチーム
311	リノール酸	
312	リパーゼ	
313	リボフラビン	ビタミンB2
314	リボフラビン酪酸エステル	ビタミンB2酪酸エステル、酪酸リボフラビン
315	リボフラビンリン酸エステル	ビタミンB2リン酸エステル
316	硫化カルシウム	多硫化カルシウムコロイド
317	硫酸亜鉛	
318	硫酸アルミニウムカリウム	ミョウバン
319	硫酸ナトリウム	
320	硫酸マグネシウム	
321	リンゴ酸	dl-リンゴ酸
322	リン酸水素カルシウム	
323	リン酸水素ナトリウム	
324	リン酸二水素カリウム	
325	リン酸二水素ナトリウム	
326	リン脂質	大豆リン脂質
327	ルチン	
328	レシチン	大豆レシチン
329	レチノール。ただし、外用剤に限る。	ビタミンA

330	レチノール酢酸エステル。ただし、外用剤に限る。	酢酸レチノール
331	レチノールパルミチン酸エステル。ただし、外用剤に限る。	パルミチン酸レチノール
332	ロイシン	L-ロイシン
333	ロートエキス。ただし、外用剤に限る。	
334	ロートエキス・タンニン坐薬	
335	ワセリン	

○生薬及び動植物成分

	告示名	別名等
1	赤カシュウ。ただし、外用剤に限る。	
2	赤松葉	
3	赤マムシ	
4	アカメガシワ	
5	アキョウ	
6	小豆	
7	アセンヤク	
8	アニスジツ	
9	アマチャ	
10	亜麻仁。ただし、外用剤に限る。	
11	アルニカ。ただし、外用剤に限る。	
12	アロエ	
13	アンズオール。ただし、外用剤に限る。	
14	アンソッコウ。ただし、外用剤に限る。	
15	イチイ。ただし、外用剤に限る。	
16	イヌザンショウ。ただし、外用剤に限る。	
17	イヌザンショウ果実。ただし、外用剤に限る。	
18	インチン。ただし、外用剤に限る。	
19	インチンコウ。ただし、外用剤に限る。	
20	インヨウカク。ただし、外用剤に限る。	イカリソウ
21	ウイキョウ	
22	ウイキョウ油	
23	ウコン	
24	ウショウ	
25	ウヅッコツ	
26	ウナギ	
27	ウバイ	
28	ウヤク。ただし、外用剤に限る。	
29	ウワウルシ。ただし、外用剤に限る。	

30	エイジツ。ただし、外用剤に限る。	
31	エンゴサク。ただし、外用剤に限る。	
32	エンメイソウ。ただし、外用剤に限る。	
33	オウギ	
34	オウゴン。ただし、外用剤に限る。	
35	オウセイ	
36	オウバク。ただし、外用剤に限る。	
37	オウヒ	
38	オウレン。ただし、外用剤に限る。	
39	オリーブ油	
40	オレンジ油	
41	オンジ	
42	カイカ	カイカク
43	カイクジン。ただし、外用剤に限る。	
44	ガイシ。ただし、外用剤に限る。	
45	海藻	
46	カイバ。ただし、外用剤に限る。	
47	ガイヨウ。ただし、外用剤に限る。	
48	カオリン	
49	カキヨウ	
50	加工大蒜	
51	カゴソウ。ただし、外用剤に限る。	
52	カシ。ただし、外用剤に限る。	
53	カシュウ。ただし、外用剤に限る。	
54	ガジュツ	
55	カスカラサグラダ。ただし、外用剤に限る。	
56	カッコウ。ただし、外用剤に限る。	
57	カッコン。ただし、外用剤に限る。	
58	カッセキ。ただし、外用剤に限る。	
59	カノコソウ	

60	カミツレ	
61	カラコウボク。ただし、外用剤に限る。	
62	カラトウキ	
63	ガラナ	
64	カロコン。ただし、外用剤に限る。	
65	カロットオイル	
66	カロニン	
67	カワヤナギ。ただし、外用剤に限る。	
68	カンキョウ	
69	カンショ	カンショウ
70	カンゾウ	
71	肝臓エキス	
72	肝臓加水分解物	
73	寒梅粉	
74	カンピ	
75	カンボウイ。ただし、外用剤に限る。	
76	肝油	
77	キキョウ	
78	キクカ	
79	キコク	
80	キササゲ。ただし、外用剤に限る。	
81	キジツ	
82	キツピ	
83	キバン。ただし、外用剤に限る。	
84	牛角	
85	牛骨	
86	牛乳タンパク分解物	
87	キョウオウ。ただし、外用剤に限る。	
88	キョウカツ。ただし、外用剤に限る。	
89	強肝油	

90	キョウニン。ただし、外用剤に限る。	
91	ギョクチク	
92	キンギンカ。ただし、外用剤に限る。	ニンドウ
93	キンパク	
94	クコシ	
95	クコヨウ。ただし、外用剤に限る。	
96	クジン。ただし、外用剤に限る。	
97	クマザサ	
98	クレンピ。ただし、外用剤に限る。	
99	クロレラ	
100	ケイシ	
101	ケイヒ	
102	ケイヒ油	
103	ケツメイシ	
104	ケンゴシ。ただし、外用剤に限る。	
105	ケンゴシ脂。ただし、外用剤に限る。	
106	ゲンジン。ただし、外用剤に限る。	
107	ゲンチアナ	
108	ゲンノショウコ	
109	ゲンマイ	
110	玄米麴	
111	コウカ	サフリール、ベニバナ
112	ゴウカイ。ただし、外用剤に限る。	ゴウカイビ
113	コウカ油	
114	鞆丸抽出物。ただし、外用剤に限る。	
115	コウクジン。ただし、外用剤に限る。	
116	コウジン	
117	鉾泥	
118	コウブシ。ただし、外用剤に限る。	
119	コウベイ	

120	コウボク。ただし、外用剤に限る。	
121	ゴオウ。ただし、外用剤に限る。	
122	ゴカヒ	エゾウコギ、シゴカ
123	コクロジン。ただし、外用剤に限る。	
124	コケモモヨウ。ただし、外用剤に限る。	
125	ゴシツ。ただし、外用剤に限る。	
126	ゴシュユ。ただし、外用剤に限る。	
127	コショウ	
128	コズイシ。ただし、外用剤に限る。	
129	コトウイ。ただし、外用剤に限る。	
130	コトウニン。ただし、外用剤に限る。	
131	ゴバイシ。ただし、外用剤に限る。	
132	コハク	
133	ゴボウシ。ただし、外用剤に限る。	
134	ゴマ	
135	ゴマ油	
136	ゴミシ	
137	ゴレイシ。ただし、外用剤に限る。	
138	コロンボ。ただし、外用剤に限る。	
139	コンズランゴ。ただし、外用剤に限る。	
140	サイカク	
141	サイコ。ただし、外用剤に限る。	
142	サイシン。ただし、外用剤に限る。	
143	サフラン	
144	サヨウ。ただし、外用剤に限る。	
145	晒飴	
146	サルカケミカン	
147	サンキライ。ただし、外用剤に限る。	
148	サンザシ	
149	サンシシ。ただし、外用剤に限る。	

150	サンシュユ	
151	サンショウ	
152	サンショウコン。ただし、外用剤に限る。	
153	サンソウニン。ただし、外用剤に限る。	
154	サンナ	
155	サンヤク	
156	サンリョウ。ただし、外用剤に限る。	
157	ジオウ。ただし、外用剤に限る。	
158	シオン。ただし、外用剤に限る。	
159	シクンシ。ただし、外用剤に限る。	
160	ジコッピ。ただし、外用剤に限る。	
161	シコン	
162	ジセキ。ただし、外用剤に限る。	
163	シソ	
164	シソシ	
165	シソヨウ	
166	シタン	
167	シツリシ。ただし、外用剤に限る。	
168	シベット。ただし、外用剤に限る。	シベトール
169	シャクヤク	
170	ジャコウ。ただし、外用剤に限る。	
171	ジャショウシ。ただし、外用剤に限る。	
172	シャジン (砂仁)	
173	シャジン (沙参)。ただし、外用剤に限る。	
174	シャゼンシ	
175	シャゼンソウ。ただし、外用剤に限る。	
176	獣角	
177	絨毛組織加水分解物。ただし、外用剤に限る。	
178	ジュウヤク	
179	シュクシャ	

180	シュロジツ。ただし、外用剤に限る。	
181	シュロヨウ。ただし、外用剤に限る。	
182	ショウキョウ	
183	ショウキョウ油	
184	ショウズク	
185	ショウズク油	
186	ショウ脳	
187	ショウブコン。ただし、外用剤に限る。	カラムス根
188	ショウマ。ただし、外用剤に限る。	
189	ショウレンギョウ。ただし、外用剤に限る。	
190	ジョテイシ	
191	ジリュウ。ただし、外用剤に限る。	
192	シンイ。ただし、外用剤に限る。	
193	シンキク。ただし、外用剤に限る。	シンギク
194	ジンギョウ。ただし、外用剤に限る。	
195	ジンコウ。ただし、外用剤に限る。	
196	シンジュ (真珠)	
197	心臓エキス	
198	シンモッコウ。ただし、外用剤に限る。	
199	スイカ	
200	スイサイヨウ。ただし、外用剤に限る。	
201	杉葉油	
202	炭	百草霜
203	セイヒ	
204	セイヨウサンザシ	クラテグス
205	セイヨウトチノキ種子。ただし、外用剤に限る。	
206	セイヨウヤドリギ。ただし、外用剤に限る。	
207	ゼオライト。ただし、外用剤に限る。	
208	セキイ。ただし、外用剤に限る。	
209	セキサン。ただし、外用剤に限る。	

210	セキショウコン。ただし、外用剤に限る。	
211	セッケツメイ	
212	セッコウ。ただし、外用剤に限る。	
213	セッコク。ただし、外用剤に限る。	
214	セッコツボク。ただし、外用剤に限る。	ニワトコ
215	セッコツヨウ。ただし、外用剤に限る。	
216	セネガ	
217	センキュウ。ただし、外用剤に限る。	
218	ゼンコ。ただし、外用剤に限る。	
219	センコツ。ただし、外用剤に限る。	
220	センソ。ただし、外用剤に限る。	
221	ゼンタイ	
222	センタウリウム草。ただし、外用剤に限る。	
223	センレンシ。ただし、外用剤に限る。	
224	ソウキセイ	
225	ソウジュツ。ただし、外用剤に限る。	
226	ソウハクヒ	
227	ソウヒョウショウ。ただし、外用剤に限る。	
228	ゾクダン。ただし、外用剤に限る。	
229	ソボク。ただし、外用剤に限る。	
230	ソヨウ	
231	ダイウイキョウ。ただし、外用剤に限る。	
232	ダイオウ。ただし、外用剤に限る。	
233	タイカ。ただし、外用剤に限る。	センタイカ
234	タイシャセキ。ただし、外用剤に限る。	
235	大豆黄卷	
236	タイソウ	
237	ダイフクヒ。ただし、外用剤に限る。	
238	タクシャ。ただし、外用剤に限る。	
239	タチジャコウソウ	

240	ダツラ。ただし、外用剤に限る。	
241	タラ根皮。ただし、外用剤に限る。	
242	タラ根。ただし、外用剤に限る。	
243	胆汁	
244	タンジン。ただし、外用剤に限る。	
245	チクジョ。ただし、外用剤に限る。	
246	チクセツニンジン	
247	チクヨウ	タンチクヨウ
248	チミアン油	
249	チモ	
250	チャボトケイソウ	
251	チャヨウ	
252	チユ。ただし、外用剤に限る。	
253	チョウジ	チョウコウ
254	チョウジ油	
255	チョウトウコウ。ただし、外用剤に限る。	カギカズラ
256	チョレイ。ただし、外用剤に限る。	
257	チンキッピ	
258	チンピ	
259	ツユクサ。ただし、外用剤に限る。	
260	テレピン油	
261	テンナンショウ。ただし、外用剤に限る。	
262	テンマ。ただし、外用剤に限る。	
263	テンモンドウ。ただし、外用剤に限る。	
264	トウガシ	
265	トウガラシ	
266	トウキ	
267	トウジン。ただし、外用剤に限る。	
268	トウシンソウ。ただし、外用剤に限る。	
269	冬虫夏草。ただし、外用剤に限る。	

270	トウニン	
271	トウヒ	
272	トウヒ油	
273	動物胆 (ユウタン等)	ユウタン、リタン
274	トウモロコシ	
275	トウヤク	センブリ
276	ドクカツ。ただし、外用剤に限る。	
277	トケイソウ	
278	トシシ。ただし、外用剤に限る。	
279	トショウジツ。ただし、外用剤に限る。	
280	トチュウ	
281	ドベッコウ	
282	ドモッコウ。ただし、外用剤に限る。	
283	ナンテンジツ	
284	ナンバンゲ。ただし、外用剤に限る。	
285	ニガキ	
286	ニクジュヨウ	
287	ニクズク	
288	ニクズク油	
289	ニューコウ	
290	ニンジン	
291	ニンニク	
292	パールカルク	
293	バクガ	
294	ハクシニン。ただし、外用剤に限る。	ハクシジン
295	バクモンドウ	
296	ハゲキテン。ただし、外用剤に限る。	ハゲキ
297	ハゴシ。ただし、外用剤に限る。	ホコツシ
298	バショウコン。ただし、外用剤に限る。	
299	ハチミツ	

300	ハッカ	
301	ハッカイ。ただし、外用剤に限る。	
302	ハッカ脳	
303	ハッカ油	
304	ハッカヨウ	
305	パッシフローラ	
306	ハトムギ	
307	ハマボウフウ	
308	ハマメリス	
309	ハンピ	五八霜
310	パンリバーエキス	
311	ヒカイ。ただし、外用剤に限る。	
312	ヒシノミ	
313	ヒハツ。ただし、外用剤に限る。	
314	ヒマシ油。ただし、外用剤に限る。	
315	ビャクキョウザン。ただし、外用剤に限る。	
316	ビャクシ。ただし、外用剤に限る。	
317	ビャクジュツ。ただし、外用剤に限る。	オケラ
318	ビャクダン。ただし、外用剤に限る。	
319	ビャクレン。ただし、外用剤に限る。	
320	ビンロウジ。ただし、外用剤に限る。	
321	フクボンシ。ただし、外用剤に限る。	
322	ブクリョウ。ただし、外用剤に限る。	
323	ブタ胃壁酸加水分解物	
324	ブタ胃壁ペプシン分解物	
325	フラングラ皮。ただし、外用剤に限る。	
326	プランタゴ・オバタ種子。ただし、外用剤に限る。	
327	プランタゴ・オバタ種皮。ただし、外用剤に限る。	
328	ベアベリー。ただし、外用剤に限る。	
329	ペクチン	
330	ベラドンナ。ただし、外用剤に限る。	

331	ペルーバルサム	
332	ベルガモット油	
333	ベントナイト	
334	ボウイ。ただし、外用剤に限る。	
335	ボウコン。ただし、外用剤に限る。	
336	ボウショウ	
337	ボウフウ。ただし、外用剤に限る。	
338	ハウブシ。ただし、外用剤に限る。	
339	ホオウ。ただし、外用剤に限る。	
340	ホコウエイ	
341	ボタンピ。ただし、外用剤に限る。	
342	ホップ	
343	ポテンティラ。ただし、外用剤に限る。	
344	ホホバ。ただし、外用剤に限る。	
345	ホミカ。ただし、外用剤に限る。	
346	ボレイ	
347	マオウ。ただし、外用剤に限る。	
348	マクリ。ただし、外用剤に限る。	
349	真昆布	
350	マシニン。ただし、外用剤に限る。	
351	松葉	
352	マルツエキス	
353	マンケイシ。ただし、外用剤に限る。	
354	ミズアメ	
355	ミツロウ	
356	ムイラブアマ	
357	ムラサキオモト。ただし、外用剤に限る。	
358	メリロート。ただし、外用剤に限る。	
359	モクキンピ	
360	モクテンリョウ	マタタビ
361	モクロウ	
362	モッカ。ただし、外用剤に限る。	
363	モッコウ。ただし、外用剤に限る。	
364	焼セッコウ	
365	ヤクチ	
366	ヤクモソウ。ただし、外用剤に限る。	

367	ハッ目ウナギ。ただし、外用剤に限る。	
368	ヤラッパ。ただし、外用剤に限る。	
369	ヤラッパ脂。ただし、外用剤に限る。	
370	ユーカリ油	
371	ユキノシタ	
372	ヨウキセキ。ただし、外用剤に限る。	
373	ヨクイニン	
374	ラクトサン。ただし、外用剤に限る。	
375	ラジウム鉱砂	恵那ラジウム鉱砂
376	卵黄油	
377	リュウガンニク	
378	リュウコツ	
379	リュウタン。ただし、外用剤に限る。	
380	リュウノウ	
381	リョウキョウ。ただし、外用剤に限る。	
382	レイヨウカク	
383	レモン油	
384	レンギョウ。ただし、外用剤に限る。	
385	レンセンソウ。ただし、外用剤に限る。	
386	レンニク	
387	ローズ油	
388	ローヤルゼリー	
389	ロクキン。ただし、外用剤に限る。	
390	ロクジョウ	
391	ロクジン。ただし、外用剤に限る。	
392	ロクベン。ただし、外用剤に限る。	
393	ロジン（松脂）	
394	ロジン（驢腎）。ただし、外用剤に限る。	
395	ロッカク	
396	ワコウボク。ただし、外用剤に限る。	
397	ワレリアナ。ただし、外用剤に限る。	

注1)「告示名」欄中の有効成分は、その塩類及びそれらの水和物を含めた形で表記したものであること。また、特に記載がない限り、それらの光学異性体、立体異性体及び構造異性体を含む表記であること。

注2) 生薬及び動植物成分については、現行既知の範囲において、リスクが明らかに異なるものについては、末、エキス等の別を表記することクロルプロフェンピ

リダミンマレアート、それ以外のものについては、末、散、エキス、流エキス、抽出物、乾燥エキス及び乾燥水製エキス等を含む表記であること。

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○災害救助法施行規則の一部を改正する命令

(内閣府・総務・財務・厚生労働・国土交通)

○自動車損害賠償保障法第二十八条の三第一項に規定する準備金の積立て等に関する命令の一部を改正する命令

(内閣府・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通)

○農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部を改正する命令
(内閣府・農林水産)

〔省 令〕

○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令 (総務四五)

○総務省組織規則の一部を改正する省令 (同四六)

○関西文化学術研究都市建設促進法第十一条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令 (同四七)

○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令 (同四八)

○財務省組織規則の一部を改正する省令 (財務二四)

○振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令 (同二五)

○支出官事務規程等の一部を改正する省令 (同二六)

○特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程等の一部を改正する省令 (同二七)

○鉱工業技術研究組合法施行規則 (財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通)

○鉱工業技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同二)

○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令 (文部科学五)

○学校保健法施行規則の一部を改正する省令 (同六)

○国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令 (同七)

○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令 (同八)

○国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令 (同九)

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令 (同二〇)

○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令 (同一一)

○文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令 (同一二)

○あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則及び柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令 (文部科学・厚生労働一)

○社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (厚生労働三八)

○医療法施行規則の一部を改正する省令 (同三九)

○栄養士法施行規則等の一部を改正する省令 (同四〇)

○薬事法施行規則の一部を改正する省令 (同四一)

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令 (同四二)

○学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (同四三)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (同四四)

○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (同四五)

○生活保護法施行規則の一部を改正する省令 (同四六)

○労働安全衛生規則の一部を改正する省令 (同四七)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令 (同四八)

○環境衛生監視員証を定める省令の一部を改正する省令 (同四九)

○墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同五〇)

○薬事法施行規則の一部を改正する省令 (同五一)

○薬剤師法施行規則の一部を改正する省令 (同五二)

○水道法施行規則の一部を改正する省令 (同五三)

○水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令 (同五四)

○独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 (同五五)

○救急救命士法第四十八条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令 (同五六)

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十三条の二及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第十五条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令 (同五七)

○診療放射線技師法第二十九条の二及び診療放射線技師法施行令第十九条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令 (同五八)

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)
 ○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を定める件の一部を改正する件 (同一一四)

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件 (同一一五)

○電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第三条第四項に規定する同法第二条第一号の出入力装置を設置する税関の件の一部を改正する件 (同一一六)

○政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令第三条に規定する者を定める件の一部を改正する件 (同一一七)

○物価連動国債の取扱いに関する省令第四条に規定する者を定める件の一部を改正する件 (同一一八)

○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件 (同一一九)

○日本政策投資銀行法第二十条第一項第一号口の規定に基づき財務大臣が定める資金を定める件 (平成十一年九月大蔵省告示第二八十一号) の一部を改正する件 (同一二〇)

○日本政策投資銀行法第二十条第一項第一号口の規定に基づき財務大臣が定める資金を定める件 (平成十三年三月財務省告示第八十一号) の一部を改正する件 (同一二一)

○商工組合中央金庫法第三十条ノ三の規定に基づき、商工組合中央金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の全部を改正する件 (財務・経済産業一)

○商工組合中央金庫法施行規則第二十五條第二項の規定に基づき経済産業大臣及財務大臣が定ムル信用供与及自己資本ノ計算方法ニ関シ必要ナル事項を定める件の一部を改正する件 (同一)

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件 (国税庁九)

○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の全部を改正する件 (文部科学四一)

○学校設置会社が大学、短期大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは短期大学若しくは高等専門学校等の学科を設置する場合の当該大学等の経営に必要な財産等に関する審査基準の全部を改正する件 (同四二)

○都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を指定する件 (同四三)

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件 (同四四)

○科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件 (同四五)

○社会教育に関する職及び社会教育に關係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部を改正する件 (同四七)

○学芸員の試験認定の試験科目についての試験を免除する講習等を指定する件の一部を改正する件 (同四八)

○学芸員補の職に相当する職等を指定する件の一部を改正する件 (同四九)

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準第一条第二項の規定による大学を定める件 (同五〇)

○外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程第四条の規定に基づく外国の大学の課程を有する教育施設及び外国の短期大学の課程を有する教育施設の名称の変更に関する件 (同五一)

○学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示 (同五三)

○学校設置会社の大学等の設置の認可申請に係る書類、書類の様式及び提出部数の一部を改正する告示 (同五四)

○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品 (厚生労働六九)

○医療提供体制の確保に関する基本方針 (同七〇)

○感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部を改正する件 (同七一)

○結核に関する特定感染症予防指針に関する件 (同七二)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (同七三)

○水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件 (同七四)

○資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件 (同七五)

○給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件 (同七六)

○水道法第三十四条の二第二項の登録した旨を公示する件の一部を改正する件 (同七七)

○水道法第二十条第三項の登録をした旨を公示する件の一部を改正する件 (同七八)

○特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の一部を改正する件 (同七九)

○学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示 (同八〇)

○厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件 (同八一)

○消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件 (同八二)

○文部科学省告示第五十四号

学校設置会社の大学等の設置の認可申請に係る書類、書類の様式及び提出部数の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年三月三十日

文部科学大臣 伊吹 文明

学校設置会社の大学等の設置の認可申請に係る書類、書類の様式及び提出部数(平成十五年文部科学省告示第百四十八号)の一部を次のように改正する。

- 付表1-1(表2)中「様式」を「付表」に改める。
- 付表2-1(表1)中「し、期間を付した入学定員(以下「臨時定員」という。)を含む収容定員」とを削り、「定員とする」とし、「こと」を加え、「(中)臨時定員を含まない」を削り、「(下)こと」を加え、「(中)臨時定員を含む」を削り、「(様式)を「付表」に改める。
- 様式第3号中「H〇〇年度」を「〇〇年度」に改める。
- 様式第3号(表1)を次のように改める。

1 「寄附金収入」を財源とする場合には、以下の資料を添付すること。

- ① 学校法人等法人からの寄附の場合には、寄附金一覧、寄附申込書及びその寄附能力を証明する書類等、理事会等の決議録、法人の決算書等
- ② 個人からの寄附の場合には、寄附金一覧、寄附申込書及びその寄附能力を証明する書類等

③ ①及び②のほか、寄附金が収納されている全ての銀行口座の通帳の写し、寄附金収納の際に発行した領収書の写し、その他寄附金の収容状況が確認できる書類

様式第3号(表2)を3とし、1の次に次のように加える。
2 「資産売却収入」を財源とする場合には、売却契約書の写しを、「補助金収入」を財源とする場合には、補助金を支出する国又は地方公共団体等の議会の議決書等をそれぞれ添付すること。
様式第8号(表4)中「付表」を「様式」に改める。
様式第9号(表5)中「付表」を「様式」に改める。

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第五十五号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十三年政令第百八十三号)第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

平成十九年三月三十日

文部科学大臣 伊吹 文明

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	四、八四七円	一三、四六七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七四四円	一三、四六七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七八円	一六、二四五円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇六二円	二〇、〇八四円
四十歳以上四十五歳未満	七、二二三円	二二、五九一元
四十五歳以上五十歳未満	六、九七三円	二二、九四一元
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、一六四円

五十五歳以上六十歳未満	五、八四三円	二二、九二八円
六十歳以上六十五歳未満	四、五三九円	二二、一六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、一〇〇円	一四、六〇八円
七十歳以上	四、一〇〇円	一三、四六七円

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

○厚生労働省告示第六十九号

薬事法(昭和三十一年法律第百四十五号)第三十六條の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六條の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

薬事法第三十六條の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品

薬事法第三十六條の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

一 第一類医薬品

イ 薬事法第十四條の四第一項第二号に規定する厚生労働大臣が指示する医薬品であつて、同号に規定する厚生労働大臣が指示する期間に一年を加えた期間を経過していないもの

ロ 薬事法第十四條第八項第一号に該当するものとして承認され、同法第七十九條第一項の規定に基づき、製造販売の承認の条件

(以下「承認条件」という。)として当該承認を受けた者に対し製造販売後の安全性に関する調査を実施する義務(以下「調査義務」という。)が課せられている医薬品(その製造販売の承認のあった日後調査期間

(承認条件として付された調査期間をいう。以下同じ。)を経過しているものを除く。)と有効成分、分置、用法、用量、効能、効果

等が同一性を有すると認められる医薬品であつて、調査義務が課せられている医薬品のうち、調査期間に一年を加えた期間を経

過していないもの

ハ 専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの(毒薬又は劇薬を除く。)

ロ 専ら滅菌又は消毒に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの

ハ 体外診断用医薬品

二 別表第二に掲げる漢方処方に基づく医薬品及びこれを有効成分として含有する製剤(第一類医薬品を除く。)

ホ 別表第三に掲げるもの、その水合物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(第一類医薬品を除く。)

別表第一

一 アゼラスチン

二 アデノシン三リン酸

三 アミノフィリン

四 ケトチフェン

五 ケトプロフェン。ただし、貼付剤に限る。

六 ジエチルスチルベストール

七 シメチジン

八 ストリキニーネ

九 チキジウム

十 テオフィリン

十一 テオステロン

十二 テオステロンプロピオン酸エステル

- 二十三 テルビナフィン
 - 二十四 トリアムシノロンアセトニド
 - 二十五 ニザチジン
 - 二十六 ファモチジン
 - 二十七 ブラノプロフェン
 - 二十八 ミノキシジル
 - 二十九 メチルテストステロン
 - 三十 ヨヒンピン
 - 三十一 ラニチジン
 - 三十二 ラノコナゾール
 - 三十三 ロキサチジン酢酸エステル
- 別表第二
- 一 安中散
 - 二 胃風湯
 - 三 胃苓湯
 - 四 茵陳蒿湯
 - 五 茵陳五苓散
 - 六 溫瘧湯
 - 七 溫清飲
 - 八 溫胆湯
 - 九 延年半夏湯
 - 十 黃耆建中湯
 - 十一 黃芩湯
 - 十二 応鐘散(別名芍薬散)
 - 十三 黄連阿膠湯
 - 十四 黄連解毒湯
 - 十五 黄連湯
 - 十六 乙字湯
 - 十七 化食養脾湯
 - 十八 藿香正氣散
 - 十九 葛根黄連黄芩湯
 - 二十 葛根紅花湯
 - 二十一 葛根湯
 - 二十二 葛根湯加川芎辛夷
 - 二十三 加味温胆湯
 - 二十四 加味帰脾湯
 - 二十五 加味解毒湯
 - 二十六 加味逍遙散
 - 二十七 加味逍遙散合四物湯
 - 二十八 加味平胃散
 - 二十九 乾姜人参半夏丸

- 三十 甘草瀉心湯
- 三十一 甘草湯
- 三十二 甘麦大棗湯
- 三十三 帰耆建中湯
- 三十四 桔梗湯
- 三十五 帰脾湯
- 三十六 芎帰膠艾湯
- 三十七 芎帰調血飲
- 三十八 芎帰調血飲第一加減
- 三十九 響声破笛丸
- 四十 杏蘇散
- 四十一 苦參湯
- 四十二 驅風解毒散(別名驅風解毒湯)
- 四十三 荊芥連翹湯
- 四十四 鶏肝丸
- 四十五 桂枝加黄耆湯
- 四十六 桂枝加葛根湯
- 四十七 桂枝加厚朴杏子湯(別名桂枝加厚朴杏子湯)
- 四十八 桂枝加芍薬生薑人参湯
- 四十九 桂枝加芍薬大黄湯
- 五十 桂枝加芍薬湯
- 五十一 桂枝加朮附湯
- 五十二 桂枝加竜骨牡蛎湯
- 五十三 桂枝加苓朮附湯
- 五十四 桂枝湯
- 五十五 桂枝人参湯
- 五十六 桂枝茯苓丸
- 五十七 桂枝茯苓丸料加薏苡仁
- 五十八 啓脾湯
- 五十九 荊防敗毒散
- 六十 桂麻各半湯
- 六十一 鷄鳴散加茯苓
- 六十二 堅中湯
- 六十三 甲字湯
- 六十四 香砂平胃散
- 六十五 香砂養胃湯
- 六十六 香砂六君子湯
- 六十七 香蘇散
- 六十八 厚朴生薑半夏人参甘草湯
- 六十九 五虎湯

- 七十 牛膝散
- 七十一 五積散
- 七十二 牛車腎気丸
- 七十三 呉茱萸湯
- 七十四 五物解毒散
- 七十五 五淋散
- 七十六 五苓散
- 七十七 柴陷湯
- 七十八 柴胡加竜骨牡蛎湯
- 七十九 柴胡桂枝乾姜湯
- 八十 柴胡桂枝湯
- 八十一 柴胡清肝湯
- 八十二 柴芍六君子湯
- 八十三 柴苓湯
- 八十四 左突膏
- 八十五 三黄瀉心湯(別名三黄散)
- 八十六 酸棗仁湯
- 八十七 三物黄芩湯
- 八十八 滋陰降火湯
- 八十九 滋陰至宝湯
- 九十 紫雲膏
- 九十一 四逆散
- 九十二 四君子湯
- 九十三 滋血潤腸湯
- 九十四 七物降下湯
- 九十五 実脾飲(別名実脾湯)
- 九十六 柿蒂湯
- 九十七 四物湯
- 九十八 炙甘草湯
- 九十九 芍薬甘草湯
- 百 鷓鴣菜湯(別名三味鷓鴣菜湯)
- 百一 蛇床子湯
- 百二 十全大補湯
- 百三 十味敗毒湯
- 百四 潤腸湯
- 百五 蒸眼一方
- 百六 生薑瀉心湯
- 百七 小建中湯
- 百八 小柴胡湯
- 百九 小柴胡湯加桔梗石膏

- 百十 小柴胡湯合半夏厚朴湯(別名柴朴湯)
- 百十一 小承気湯
- 百十二 小青竜湯
- 百十三 小青竜湯加石膏
- 百十四 小青竜湯合麻杏甘草湯
- 百十五 椒梅湯
- 百十六 小半夏加茯苓湯
- 百十七 消風散
- 百十八 升麻葛根湯
- 百十九 逍遙散
- 百二十 四苓湯
- 百二十一 辛夷清肺湯
- 百二十二 秦艽羌活湯
- 百二十三 秦艽防風湯
- 百二十四 參蘇飲
- 百二十五 神祕湯
- 百二十六 參苓白朮散
- 百二十七 清肌安蛔湯
- 百二十八 清湿化痰湯
- 百二十九 清上瀉痛湯(別名驅風触痛湯)
- 百三十 清上防風湯
- 百三十一 清暑益気湯
- 百三十二 清心蓮子飲
- 百三十三 消肺湯
- 百三十四 折衝散
- 百三十五 川芎茶調散
- 百三十六 千金鷄鳴散
- 百三十七 錢氏白朮散
- 百三十八 疎経活血湯
- 百三十九 蘇子降気湯
- 百四十 大黃甘草湯
- 百四十一 大黃牡丹皮湯
- 百四十二 大建中湯
- 百四十三 大柴胡湯
- 百四十四 大半夏湯
- 百四十五 竹茹温胆湯
- 百四十六 治打撲一方
- 百四十七 治頭瘡一方
- 百四十八 中黄膏

- 百四十九 調胃承氣湯
- 百五十 丁香柿蒂湯
- 百五十一 釣藤散
- 百五十二 猪苓湯
- 百五十三 猪苓湯合四物湯
- 百五十四 通導散
- 百五十五 桃核承氣湯
- 百五十六 当帰飲子
- 百五十七 当帰建中湯
- 百五十八 当帰散
- 百五十九 当帰四逆加呉茱萸生姜湯
- 百六十 当帰四逆湯
- 百六十一 当帰芍薬散
- 百六十二 当帰湯
- 百六十三 当帰貝母苦参丸料
- 百六十四 独活散
- 百六十五 独活湯
- 百六十六 二朮湯
- 百六十七 二陳湯
- 百六十八 女神散 (別名安楽湯)
- 百六十九 人參湯 (別名理中丸)
- 百七十 人參養榮湯
- 百七十一 排膿散
- 百七十二 排膿湯
- 百七十三 麦門冬湯
- 百七十四 八味地黄丸 (別名八味丸)
- 百七十五 八味道遥散
- 百七十六 半夏厚朴湯
- 百七十七 半夏瀉心湯
- 百七十八 半夏白朮天麻湯
- 百七十九 白虎加桂枝湯
- 百八十 白虎加人參湯
- 百八十一 白虎湯
- 百八十二 不換金正氣散
- 百八十三 伏竜肝湯
- 百八十四 茯苓飲
- 百八十五 茯苓飲加半夏
- 百八十六 茯苓飲合半夏厚朴湯
- 百八十七 茯苓沢瀉湯
- 百八十八 分消湯
- 百八十九 平胃散

- 百九十 防已黃耆湯
 - 百九十一 防已茯苓湯
 - 百九十二 防風通聖散
 - 百九十三 補氣建中湯 (別名補氣健中湯)
 - 百九十四 補中益氣湯
 - 百九十五 補肺湯
 - 百九十六 麻黃湯
 - 百九十七 麻杏甘石湯
 - 百九十八 麻杏薏甘湯
 - 百九十九 麻子仁丸
 - 二百 楊梅散
 - 二百一 薏苡仁湯
 - 二百二 抑肝散
 - 二百三 抑肝散加陳皮半夏
 - 二百四 六君子湯
 - 二百五 立効散
 - 二百六 竜胆瀉肝湯
 - 二百七 苓姜朮甘湯
 - 二百八 苓桂朮湯
 - 二百九 苓桂朮甘湯
 - 二百十 六味丸 (別名六味地黄丸)
- 別表第三
無機藥品及び有機藥品
- 一 アクリノール。ただし、外用剤を除く。
 - 二 アスピリン
 - 三 アセトアミノフェン
 - 四 アドレナリン (別名エピネフリン)
 - 五 アミノ安息香酸エチル。ただし、外用剤 (坐剤を除く) を除く。
 - 六 アモロルフィン
 - 七 アリスマジン。ただし、外用剤を除く。
 - 八 アリルイソプロピルアセチル尿素
 - 九 アルジオキサ。ただし、外用剤を除く。
 - 十 アロクラミド
 - 十一 安息香酸。ただし、外用剤 (吸入剤を除く) を除く。
 - 十二 イソチベンジル。ただし、外用剤を除く。
 - 十三 イソプロバミド
 - 十四 イソプロピルアンチピリン
 - 十五 イブプロフェン
 - 十六 イブプロフェンピコノール
 - 十七 イプロヘプチン
 - 十八 インドメタシン
 - 十九 ウフェナマート

- 二十 エキサラミド
- 二十一 エコナゾール
- 二十二 エストラジオール
- 二十三 エストラジオール安息香酸エステル
- 二十四 エタノール。ただし、内用剤及び外用剤 (化膿性疾患用薬を除く) を除く。
- 二十五 エチニルエストラジオール
- 二十六 エチルシステイン
- 二十七 エチンザミド
- 二十八 エフェドリン
- 二十九 エルゴカルシフェロール又はコレカルシフェロール。ただし、外用剤を除く。
- 三十 オキシキノリン
- 三十一 オキシコナゾール
- 三十二 オキシフェンサイクリミン
- 三十三 オキシポリエトキシドデカン
- 三十四 オキセサゼイン
- 三十五 カイニン酸
- 三十六 カサントラノール
- 三十七 可溶性含糖酸化鉄
- 三十八 カルビノキサミン
- 三十九 カルボシステイン
- 四十 還元鉄
- 四十一 グアヤコール
- 四十二 グアヤコールスルホン酸
- 四十三 クエン酸鉄
- 四十四 グリセオフルビン
- 四十五 グリセリン。ただし、内用剤及び外用剤 (浣腸剤を除く) を除く。
- 四十六 グリセリンモノグアヤコールエーテル
- 四十七 クレオソート
- 四十八 クレゾール
- 四十九 クレゾールスルホン酸
- 五十 クレマスチン
- 五十一 クロトリマゾール
- 五十二 クロベラスチン
- 五十三 クロモグリク酸
- 五十四 クロラムフェニコール
- 五十五 クロルゾキサゾン
- 五十六 クロルフェニラミン。ただし、外用剤 (坐剤及び点鼻剤を除く) を除く。
- 五十七 クロルヘキシジン
- 五十八 ケイ酸アルミニウム。ただし、外用剤を除く。
- 五十九 ケイ酸アルミン酸マグネシウム

- 六十 ケトプロフェン。ただし、貼付剤を除く。
- 六十一 コデイン
- 六十二 コリスチン
- 六十三 コルチゾン酢酸エステル
- 六十四 サザピリン
- 六十五 サナルミン
- 六十六 サリチルアミド
- 六十七 サリチル・ミョウバン散
- 六十八 サリチル酸
- 六十九 サリチル酸フェニル。ただし、外用剤を除く。
- 七十 酸化鉛
- 七十一 サントニン
- 七十二 次亜塩素酸ナトリウム
- 七十三 ジエチルジチオカルバミン酸
- 七十四 ジオクチルソジウムスルホサクシネート
- 七十五 歯科用フェノールカンフル
- 七十六 シクロピロクソオラミン
- 七十七 ジクロロイソシアヌル酸
- 七十八 ジサイクロミン
- 七十九 次サリチル酸ピスマス
- 八十 次硝酸ピスマス。ただし、外用剤を除く。
- 八十一 次炭酸ピスマス
- 八十二 シツカニン
- 八十三 ジヒドロキシアルミニウム
- 八十四 ジヒドロコデイン
- 八十五 ジフェテロール
- 八十六 ジフェニドール
- 八十七 ジフェニルベリジノメチルジオキソラン
- 八十八 ジフェニルピラリン。ただし、外用剤 (坐剤を除く) を除く。
- 八十九 ジフェニヒドラミン。ただし、外用剤 (坐剤及び点鼻剤を除く) を除く。
- 九十 ジブカイン
- 九十一 ジブナート
- 九十二 ジブロフィリン
- 九十三 次没食子酸ピスマス。ただし、外用剤を除く。
- 九十四 ジメンヒドリナート
- 九十五 シェウ酸セリウム
- 九十六 水酸化アルミナマグネシウム
- 九十七 水酸化アルミニウム

九十八 水酸化アルミニウム・炭酸カルシウム・炭酸マグネシウム共沈生成物
 九十九 水酸化アルミニウム・炭酸水素ナトリウム共沈生成物
 百一 水酸化カリウム
 百二 水酸化マグネシウム・硫酸アルミニウム
 カリウム共沈生成物
 百三 スクラルファート
 百四 スコボラミン
 百五 ストマクシン
 百六 スルコナゾール
 百七 スルファジアジン
 百八 スルファミン
 百九 スルファミトキサゾール
 百十 スルフィソキサゾール
 百十一 スルフィソミジン
 百十二 セキサノール
 百十三 セトリミド
 百十四 センノシド
 百十五 ソファルコン
 百十六 炭酸鉛
 百十七 タンニン酸アルブミン
 百十八 チオコナゾール
 百十九 チペビジン
 百二十 チメビジウム
 百二十一 デイート
 百二十二 テオプロミン
 百二十三 デキサメタゾン
 百二十四 デキサメタゾン酢酸エステル
 百二十五 デキストロメトर्फファン
 百二十六 テシット
 百二十七 テシット・デシチン
 百二十八 テトラヒドロゾリン
 百二十九 テブレノン
 百三十 デメチルクロルテトラサイクリン
 百三十一 トリクロルイソシアヌル酸
 百三十二 トリコマイシン
 百三十三 トリプロリジン
 百三十四 トリベレナミン
 百三十五 トリメチルセチルアンモニウムベン
 タクロロフェネート
 百三十六 トリメトキノール
 百三十七 トリメブチン
 百三十八 トルシクラート
 百三十九 トルナフタート

百四十 トンジルアミン
 百四十一 ナイスタチン
 百四十二 ナファゾリン
 百四十三 ニコチン
 百四十四 ニトロフェノール
 百四十五 乳酸鉄
 百四十六 ネチコナゾール
 百四十七 バシトラシン
 百四十八 パバベリン
 百四十九 ハロプロジン
 百五十 ビコスルファート
 百五十一 ビサコジル
 百五十二 ビタミンA油。ただし、外用剤を除く。
 百五十三 ヒドロキシナフトエ酸アルミニウム
 百五十四 ヒドロコルチゾン
 百五十五 ヒドロコルチゾン酢酸エステル
 百五十六 ヒドロコルチゾン酪酸エステル
 百五十七 ヒドロタルサイト
 百五十八 ビフオナゾール
 百五十九 ビベラジン
 百六十 ビベリジルアセチルアミノ安息香酸エ
 チル
 百六十一 ビルビニウム
 百六十二 ビレノゼピン
 百六十三 ビロールニトリン
 百六十四 ビロキシカム
 百六十五 ビロクトンオラミン
 百六十六 ビロリン酸鉄
 百六十七 フイトナジオン
 百六十八 フイロキノン
 百六十九 フェニラミン
 百七十 フェニレフリン
 百七十一 フェネタジン
 百七十二 フェノール
 百七十三 フェノール・亜鉛華リニメント
 百七十四 フェノトリン
 百七十五 フェルピナク
 百七十六 フソイドエフエドリン
 百七十七 ブチルスコボラミン
 百七十八 ブテナフィン
 百七十九 ブフェキサマク
 百八十 フマル酸鉄
 百八十一 フラジオマイシン
 百八十二 フルオシノロンアセトニド
 百八十三 プレドニゾロン

百八十四 プレドニゾロン酢酸エステル
 百八十五 プレドニゾロン吉草酸エステル
 百八十六 プロカイン
 百八十七 プロキシフィリン
 百八十八 プロムヘキシン
 百八十九 プロムワレリル尿素
 百九十 プロメタジン
 百九十一 ヘキサミン
 百九十二 ベタネコール
 百九十三 ベタメタゾン吉草酸エステル
 百九十四 ヘパリン類似物質
 百九十五 ベラドリン
 百九十六 ベラドナ総アルカロイド
 百九十七 ペリフェルミン
 百九十八 ベルベリン。ただし、外用剤を除く。
 百九十九 ベントキシベリン
 二百 ペントキシペンタン
 二百一 ホモスルファミン
 二百二 ポリエチレンスルホン酸
 二百三 マーキユロクロム
 二百四 ミコナゾール
 二百五 メキタジン
 二百六 メクリジン
 二百七 メタケイ酸アルミン酸ナトリウム
 二百八 メタケイ酸アルミン酸マグネシウム
 二百九 メチルケセン
 二百十 メチルアトロピン
 二百十一 メチルアニソトロピン
 二百十二 メチルエフエドリン
 二百十三 メチルオクタトロピン
 二百十四 メチルシステイン
 二百十五 メチルスコボラミン
 二百十六 メチルヒヨスチアミン
 二百十七 メチルペナクチジウム
 二百十八 メトカルバモール
 二百十九 メトキシフェナミン
 二百二十 メトジラジン
 二百二十一 メピバカイン
 二百二十二 メブヒドロリン
 二百二十三 メプリルカイン
 二百二十四 モノニトログアヤコール
 二百二十五 ラウオルフィアセルベンチナ総ア
 ルカロイド
 二百二十六 ラクチルフェネチジン
 二百二十七 リドカイン
 二百二十八 リトスベール

二百二十九 硫酸コバルト
 二百三十 硫酸鉄
 二百三十一 硫酸銅
 二百三十二 硫酸マンガン
 二百三十三 レゾルシン
 二百三十四 レチノール。ただし、外用剤を除く。
 二百三十五 レチノール酢酸エステル。ただし、外用剤を除く。
 二百三十六 レチノールバルミチン酸エステル。ただし、外用剤を除く。
 二百三十七 ロートエキス。ただし、外用剤を除く。
 二百三十八 ロート根総アルカロイド
 二百三十九 ロペラミド
 生薬及び動植物成分
 一 赤カシユウ。ただし、外用剤を除く。
 二 垂麻仁。ただし、外用剤を除く。
 三 アルニカ。ただし、外用剤を除く。
 四 アンズオール。ただし、外用剤を除く。
 五 アンソツコウ。ただし、外用剤を除く。
 六 イチイ。ただし、外用剤を除く。
 七 イヌザンショウ。ただし、外用剤を除く。
 八 イヌザンショウ果実。ただし、外用剤を除く。
 九 イレイセン
 十 インチン。ただし、外用剤を除く。
 十一 インチンコウ。ただし、外用剤を除く。
 十二 インヨウカク。ただし、外用剤を除く。
 十三 ウヤク。ただし、外用剤を除く。
 十四 ウウルシ。ただし、外用剤を除く。
 十五 エイジツ。ただし、外用剤を除く。
 十六 エゾレンリソウ
 十七 エンゴサク。ただし、外用剤を除く。
 十八 エンメイソウ。ただし、外用剤を除く。
 十九 オウゴン。ただし、外用剤を除く。
 二十 オウバク。ただし、外用剤を除く。
 二十一 オウレン。ただし、外用剤を除く。
 二十二 カイクジン。ただし、外用剤を除く。
 二十三 ガイシ。ただし、外用剤を除く。
 二十四 カイバ。ただし、外用剤を除く。
 二十五 ガイヨウ。ただし、外用剤を除く。
 二十六 加工ブシ
 二十七 カゴソウ。ただし、外用剤を除く。
 二十八 カシ。ただし、外用剤を除く。
 二十九 カシユウ。ただし、外用剤を除く。

三十 カスカラサグラダ。ただし、外用剤を除く。
 三十一 カツコウ。ただし、外用剤を除く。
 三十二 カツコン。ただし、外用剤を除く。
 三十三 カツセキ。ただし、外用剤を除く。
 三十四 カラコウボク。ただし、外用剤を除く。
 三十五 カロコン。ただし、外用剤を除く。
 三十六 カワヤナギ。ただし、外用剤を除く。
 三十七 カンショウコウ。
 三十八 カンボウイ。ただし、外用剤を除く。
 三十九 キササゲ。ただし、外用剤を除く。
 四十 キバン。ただし、外用剤を除く。
 四十一 キョウオウ。ただし、外用剤を除く。
 四十二 キョウカツ。ただし、外用剤を除く。
 四十三 キョウニン。ただし、外用剤を除く。
 四十四 キンギンカ。ただし、外用剤を除く。
 四十五 クコヨウ。ただし、外用剤を除く。
 四十六 クジン。ただし、外用剤を除く。
 四十七 クニン。
 四十八 クバク。
 四十九 クレンピ。ただし、外用剤を除く。
 五十 ケイガイ。
 五十一 ケイガイホ。
 五十二 ケンゴシ。ただし、外用剤を除く。
 五十三 ケンゴシ脂。ただし、外用剤を除く。
 五十四 ゲンジン。ただし、外用剤を除く。
 五十五 コウエン。
 五十六 ゴウカイ。ただし、外用剤を除く。
 五十七 寧丸抽出物。ただし、外用剤を除く。
 五十八 コウクジン。ただし、外用剤を除く。
 五十九 コウブシ。ただし、外用剤を除く。
 六十 コウボク。ただし、外用剤を除く。
 六十一 ゴオウ。ただし、外用剤を除く。
 六十二 コクロジン。ただし、外用剤を除く。
 六十三 コケモモヨウ。ただし、外用剤を除く。
 六十四 ゴシツ。ただし、外用剤を除く。
 六十五 ゴシユク。ただし、外用剤を除く。
 六十六 コジョウコウ。
 六十七 コズイシ。ただし、外用剤を除く。
 六十八 コトウイ。ただし、外用剤を除く。
 六十九 コトウニン。ただし、外用剤を除く。
 七十 ゴバイシ。ただし、外用剤を除く。
 七十一 ゴボウシ。ただし、外用剤を除く。
 七十二 ゴレイシ。ただし、外用剤を除く。
 七十三 コロンボ。ただし、外用剤を除く。
 七十四 コンズランゴ。ただし、外用剤を除く。

七十五 サイコ。ただし、外用剤を除く。
 七十六 サイシン。ただし、外用剤を除く。
 七十七 サヨウ。ただし、外用剤を除く。
 七十八 サンキライ。ただし、外用剤を除く。
 七十九 サンシシ。ただし、外用剤を除く。
 八十 サンショウコウ。ただし、外用剤を除く。
 八十一 サンソウニン。ただし、外用剤を除く。
 八十二 サンリョウ。ただし、外用剤を除く。
 八十三 ジオウ。ただし、外用剤を除く。
 八十四 シオン。ただし、外用剤を除く。
 八十五 シカンシ。ただし、外用剤を除く。
 八十六 ジコツピ。ただし、外用剤を除く。
 八十七 ジセキ。ただし、外用剤を除く。
 八十八 シツリシ。ただし、外用剤を除く。
 八十九 シバット。ただし、外用剤を除く。
 九十 シヤクナゲヨウ。
 九十一 ジャコウ。ただし、外用剤を除く。
 九十二 ジャショウシ。ただし、外用剤を除く。
 九十三 沙参。ただし、外用剤を除く。
 九十四 シヤゼンソウ。ただし、外用剤を除く。
 九十五 絨毛組織加水分解物。ただし、外用剤を除く。
 九十六 シュロジツ。ただし、外用剤を除く。
 九十七 シュロヨウ。ただし、外用剤を除く。
 九十八 ショウブコン。ただし、外用剤を除く。
 九十九 ショウマ。ただし、外用剤を除く。
 百 静脈血管薬エキス。
 百一 ショウレンギョウ。ただし、外用剤を除く。
 百二 ジリュウ。ただし、外用剤を除く。
 百三 シンイ。ただし、外用剤を除く。
 百四 シンキク。ただし、外用剤を除く。
 百五 ジンギョウ。ただし、外用剤を除く。
 百六 ジンコウ。ただし、外用剤を除く。
 百七 シンモツコウ。ただし、外用剤を除く。
 百八 スイサイヨウ。ただし、外用剤を除く。
 百九 ズシ。
 百十 セイヨウトチノキ種子。ただし、外用剤を除く。
 百十一 セイヨウヤドリギ。ただし、外用剤を除く。
 百十二 ゼオライト。ただし、外用剤を除く。
 百十三 セキイ。ただし、外用剤を除く。
 百十四 セキサシ。ただし、外用剤を除く。
 百十五 セキショウコウ。ただし、外用剤を除く。

百十六 セツコウ。ただし、外用剤を除く。
 百十七 セツコク。ただし、外用剤を除く。
 百十八 セツコツボク。ただし、外用剤を除く。
 百十九 セツコツヨウ。ただし、外用剤を除く。
 百二十 センキユウ。ただし、外用剤を除く。
 百二十一 ゼンコ。ただし、外用剤を除く。
 百二十二 センコツ。ただし、外用剤を除く。
 百二十三 センソ。ただし、外用剤を除く。
 百二十四 茜草。
 百二十五 センタウリウム草。ただし、外用剤を除く。
 百二十六 センナ。
 百二十七 センナジツ。
 百二十八 センナヨウ。
 百二十九 センブクカ。
 百三十 センレンシ。ただし、外用剤を除く。
 百三十一 ソウジ。
 百三十二 ソウジュツ。ただし、外用剤を除く。
 百三十三 ソウヒョウシヨウ。ただし、外用剤を除く。
 百三十四 ゾクタン。ただし、外用剤を除く。
 百三十五 ソボク。ただし、外用剤を除く。
 百三十六 ダイウイキョウ。ただし、外用剤を除く。
 百三十七 ダイオウ。ただし、外用剤を除く。
 百三十八 タイカ。ただし、外用剤を除く。
 百三十九 タイシヤセキ。ただし、外用剤を除く。
 百四十 胎盤。
 百四十一 胎盤加水分解物。
 百四十二 ダイフウシ。
 百四十三 ダイフクヒ。ただし、外用剤を除く。
 百四十四 タクシヤ。ただし、外用剤を除く。
 百四十五 タツラ。ただし、外用剤を除く。
 百四十六 タラ根皮。ただし、外用剤を除く。
 百四十七 タン根。ただし、外用剤を除く。
 百四十八 タンジン。ただし、外用剤を除く。
 百四十九 チクジョ。ただし、外用剤を除く。
 百五十 チユ。ただし、外用剤を除く。
 百五十一 チョウトウコウ。ただし、外用剤を除く。
 百五十二 チョレイ。ただし、外用剤を除く。
 百五十三 ツクサ。ただし、外用剤を除く。
 百五十四 テイレキシ。
 百五十五 テンナンシヨウ。ただし、外用剤を除く。

百五十六 テンマ。ただし、外用剤を除く。
 百五十七 テンモンドウ。ただし、外用剤を除く。
 百五十八 トウジン。ただし、外用剤を除く。
 百五十九 トウシンソウ。ただし、外用剤を除く。
 百六十 冬虫夏草。ただし、外用剤を除く。
 百六十一 ドクカツ。ただし、外用剤を除く。
 百六十二 トコン。
 百六十三 トシシ。ただし、外用剤を除く。
 百六十四 トシヨウジツ。ただし、外用剤を除く。
 百六十五 ドモツコウ。ただし、外用剤を除く。
 百六十六 ナンテン。
 百六十七 ナンバンゲ。ただし、外用剤を除く。
 百六十八 バイモ。
 百六十九 ハクシニン。ただし、外用剤を除く。
 百七十 ハクセンピ。
 百七十一 ハゲキテン。ただし、外用剤を除く。
 百七十二 ハゴシ。ただし、外用剤を除く。
 百七十三 バシヨウコウ。ただし、外用剤を除く。
 百七十四 ハツカイ。ただし、外用剤を除く。
 百七十五 ハツカイヒ。
 百七十六 バツカツ。
 百七十七 ハンゲ。
 百七十八 ハンペンレン。
 百七十九 ヒカイ。ただし、外用剤を除く。
 百八十 ヒハツ。ただし、外用剤を除く。
 百八十一 ヒマシ油。ただし、外用剤を除く。
 百八十二 ビヤクキョウザン。ただし、外用剤を除く。
 百八十三 ビヤクゴウ。
 百八十四 ビヤクシ。ただし、外用剤を除く。
 百八十五 ビヤクジュツ。ただし、外用剤を除く。
 百八十六 ビヤクタン。ただし、外用剤を除く。
 百八十七 ビヤクレン。ただし、外用剤を除く。
 百八十八 ビワヨウ。
 百八十九 ビンロウジ。ただし、外用剤を除く。
 百九十 フクボンシ。ただし、外用剤を除く。
 百九十一 ブクリヨウ。ただし、外用剤を除く。
 百九十二 ブシ。

- 百九十三 フジコブ
- 百九十四 フジバカマ
- 百九十五 フラングラ皮。ただし、外用剤を除く。
- 百九十六 プラントゴ・オバタ種子。ただし、外用剤を除く。
- 百九十七 プラントゴ・オバタ種皮。ただし、外用剤を除く。
- 百九十八 ベアベリ。ただし、外用剤を除く。
- 百九十九 ペラドンナ。ただし、外用剤を除く。
- 二百 ポウイ。ただし、外用剤を除く。
- 二百一 ポウコン。ただし、外用剤を除く。
- 二百二 ポウフウ。ただし、外用剤を除く。
- 二百三 ホウブシ。ただし、外用剤を除く。
- 二百四 ホオウ。ただし、外用剤を除く。
- 二百五 ポタンピ。ただし、外用剤を除く。
- 二百六 ポチヨウコウ
- 二百七 ポテンテイヤ。ただし、外用剤を除く。
- 二百八 ホホバ。ただし、外用剤を除く。
- 二百九 ホミカ。ただし、外用剤を除く。
- 二百十 マオウ。ただし、外用剤を除く。
- 二百十一 マクリ。ただし、外用剤を除く。
- 二百十二 マシニン。ただし、外用剤を除く。
- 二百十三 マツフジ
- 二百十四 マンケイシ。ただし、外用剤を除く。
- 二百十五 ムラサキオモト。ただし、外用剤を除く。
- 二百十六 メリロート。ただし、外用剤を除く。
- 二百十七 モクツウ
- 二百十八 モツカ。ただし、外用剤を除く。
- 二百十九 モッコウ。ただし、外用剤を除く。
- 二百二十 モツヤク
- 二百二十一 ヤクモソウ。ただし、外用剤を除く。
- 二百二十二 ハツ目ウナギ。ただし、外用剤を除く。
- 二百二十三 ヤラツバ。ただし、外用剤を除く。
- 二百二十四 ヤラツバ脂。ただし、外用剤を除く。
- 二百二十五 ユキワリソウ
- 二百二十六 ヨウキセキ。ただし、外用剤を除く。
- 二百二十七 ヨウバイヒ
- 二百二十八 ラクトサン。ただし、外用剤を除く。
- 二百二十九 ラタニア

- 二百三十 リユウタン。ただし、外用剤を除く。
- 二百三十一 リヨウキョウ。ただし、外用剤を除く。
- 二百三十二 レンギョウ。ただし、外用剤を除く。
- 二百三十三 レンセンソウ。ただし、外用剤を除く。
- 二百三十四 ロクキン。ただし、外用剤を除く。
- 二百三十五 ロクジン。ただし、外用剤を除く。
- 二百三十六 ロクベン。ただし、外用剤を除く。
- 二百三十七 鱈腎。ただし、外用剤を除く。
- 二百三十八 ワコウボク。ただし、外用剤を除く。
- 二百三十九 ワレリアナ。ただし、外用剤を除く。

厚生労働省告示第七十号
 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の第三項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。
 平成十九年三月三十日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

医療提供体制の確保に関する基本方針
 この基本方針は、我が国の医療提供体制において、国民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供することにより、「医療提供体制の確保」ということを図るための基本的な事項を示すものである。

都道府県においては、この方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

第一 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項

一 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本的考え方

医療は、我が国社会の重要な不可欠な資産であり、医療提供体制は、国民の健康を確保するための重要な基盤となっている。

また、医療は、患者と医療提供者との信頼関係を基本として成り立つものである。患者や国民に対して医療サービスの選択に必要な情報が提供されるとともに、診療の際には、

インフォームドコンセント（医師等が医療を提供するにあたり適切な説明を行い、患者が理解し同意すること）の理念に基づき、医療を受ける主体である患者本人が求める医療サービスを提供していくことが重要である。安全で質が高く、効率的な医療の実現に向けて、患者や国民が、その利用者として、また、費用負担者として、これに関心を持ち、医療提供者のみに任せるのではなく、自らも積極的かつ主体的に医療に参加していくことが望ましく、そうした仕組みづくりが求められる。

さらに、医療は、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ）からはじまり、終末期における医療まで、人生のすべての過程に関わるものであり、傷病の治療だけでなく、健康づくり等を通じた予防や、慢性の症状を持ちながら継続した介護サービスの利用等様々な領域と関わるものである。また、医療の提供に際しては、医療分野や福祉分野の専門職種、ボランティア、家族その他様々な人が関わることから、医療提供者は、患者本位の医療という理念を踏まえつつ、医師とその他の医療従事者がそれぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、患者の視点に立った医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ）、相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制（以下「医療連携体制」という。）の構築にも積極的に協力していくことが求められる。

国及び都道府県は、このような理念に基づき、少子高齢化の進展や医療技術の進歩、国民の意識の変化等も踏まえながら、安全で質が高く、効率的な医療を提供するための施策に積極的に取り組むことが不可欠である。

医療に対する患者や住民の意識、また、医療提供体制の現状は、都道府県により、あるいは各都道府県内においても都市部とそれ以外の地域とでは、大きな違いがあることから、具体的な施策を講ずるに当たっては、それぞれの地域の状況やニーズに十分配慮していかなければならない。

また、人口の急速な高齢化が進む中で、疾病の構造が変化し、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病等の生活習慣病が増加している中、生活の質の向上を実現するため、特に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病に対応した医療連携体制の早急な構築を図ること、さらに、地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療に対応した医療連携体制の早急な構築を図ることが必要である。

二 医療提供体制の確保に関する国と都道府県の役割

安全で質が高く、効率的な医療提供体制を確保するためには、都道府県が中心となつて、その医療計画に基づき自らの創意工夫で施策を企画立案及び実行し、国は都道府県の取組を支援することが必要である。

第二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項

一 調査及び研究に関する基本的考え方

医療提供体制の確保に関する調査及び研究については、以下の観点に配慮して実施する必要がある。

- 1 医療を提供する側の視点だけでなく、医療を受ける主体である患者の視点も踏まえる。
- 2 医療提供体制の量的な整備という観点だけでなく、医療連携体制の構築等質的な向上に資する観点も重視する。
- 3 患者や住民に対する医療機能に関する情報提供を推進するため、個別の医療提供施設の医療機能に限らず、地域の医療機能全体の概要を明らかにすることに資するものとする。

二 調査及び研究に関する国と都道府県の役割

- 1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県とがそれぞれ次のとおり行うこととする。
 - (一) 国は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の五事業（以下「四疾病及び五事業」という。）について調査及び研究を行い、疾病又は事業ごとに求められる医療機能を明らかにする。

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○災害救助法施行規則の一部を改正する命令

(内閣府・総務・財務・厚生労働・国土交通一)

○自動車損害賠償保障法第二十八条の三第一項に規定する準備金の積立て等に関する命令の一部を改正する命令

(内閣府・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)

○農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部を改正する命令
(内閣府・農林水産一)

〔省 令〕

○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令(総務四五)

○総務省組織規則の一部を改正する省令(同四五)

○関西文化芸術研究都市建設促進法第十一条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令(同四七)

○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令(同四八)

○財務省組織規則の一部を改正する省令(財務二四)

○振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令(同二五)

○支出官事務規程等の一部を改正する省令(同二六)

○特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程等の一部を改正する省令(同二七)

○鉱工業技術研究組合法施行規則(財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)

○鉱工業技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二)

○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(文部科学五)

○学校保健法施行規則の一部を改正する省令(同六)

○国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令(同七)

○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令(同八)

○国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同九)

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令(同一〇)

○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令(同一一)

○文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令(同一二)

○あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則及び柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働一)

○社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(厚生労働三八)

○医療法施行規則の一部を改正する省令(同三九)

○栄養士法施行規則等の一部を改正する省令(同四〇)

○薬事法施行規則の一部を改正する省令(同四一)

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令(同四二)

○学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同四三)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同四四)

○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同四五)

○生活保護法施行規則の一部を改正する省令(同四六)

○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同四七)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令(同四八)

○環境衛生監視員証を定める省令の一部を改正する省令(同四九)

○墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五〇)

○薬事法施行規則の一部を改正する省令(同五一)

○薬剤師法施行規則の一部を改正する省令(同五二)

○水道法施行規則の一部を改正する省令(同五三)

○水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(同五四)

○独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同五五)

○救急救命士法第四十八条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(同五六)

○あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十三条の二及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第十五条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(同五七)

○診療放射線技師法第二十九条の二及び診療放射線技師法施行令第十九条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(同五八)

(以下次のページへ続く)

クリーニング業法抜すい

(立入検査)

第10条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、クリーニング所又は業務用の車両に立ち入り、第3条、第3条の2第2項及び第4条に規定する措置の実施状況を検査させることができる。

2 第7条の13第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第7条の13 (第1項及び第2項略)

3 前2項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

4 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

美容師法抜すい

(立入検査)

第14条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、美容所に立ち入り、第8条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 第4条の13第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第4条の13 (第1項略)

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律抜すい

(報告、検査等)

第11条 都道府県知事は、厚生労働省令で定める場合において、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、特定建築物に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件若しくはその維持管理の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。

2 第7条の15第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(報告、検査等)

第12条の5 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、登録業者に対し、その業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、登録営業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第7条の15第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第7条の15 (第1項略)

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A5とし、厚紙を用い、中央の点線の所で二つ折りとする。

附 則

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現に環境衛生監視員が携帯する証票又は証明書は、この省令による改正後の様式による証票又は証明書とみなす。
3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証票又は証明書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第五十号

地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)の施行に伴い、及び墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)を実施するため、墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年三月三十日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
第十條中「医師(専門)」を「医師(専門)」に改める。

附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
○厚生労働省令第五十一号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六條の三第一項第一号の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年三月三十日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

薬事法施行規則の一部を改正する省令
第九十八條の二第五項中「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第百三十五号)第十條第一項(イ)を「同令第十條第一項(同令)」に改める。

第百五十九條の次に次の一条を加える。
(法第三十六條の三第一項第一号の厚生労働省令で定める期間)
第百五十九條の二 法第三十六條の三第一項第一号の規定する厚生労働省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

一 法第十四條の四第一項第一号に規定する新医薬品	法第十四條の四第一項第一号に規定する調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)に一年を加えた期間
--------------------------	---

法第七十九條第一項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し製造販売後の安全性に関する調査(医薬品、医薬部外品、化粧品、医薬品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令第二條第二項に規定する市販直後調査を除く。)を実施する義務が課せられている医薬品

製造販売の承認の条件として付された調査期間に一年を加えた期間

二 前二号に掲げる医薬品以外の医薬品	零
--------------------	---

第百五十三條第一項第一号六中「(平成十六年厚生労働省令第百三十五号)」を削る。

附 則

(施行期日)
1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
(第三十六條の三第一項第一号の厚生労働省令で定める期間の特例)
2 この省令による改正後の薬事法施行規則第百五十九條の二の規定にかかわらず、この省令の施行の日前に製造販売の承認を受けた医薬品についての薬事法第三十六條の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める期間については、零とする。